

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年1月28日
【計算期間】 第10期（自 平成19年8月1日 至 平成20年7月31日）
【ファンド名】 ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
（Nomura Global Select Trust）
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
（Global Funds Management S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成20年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝95.54円）により
ます。以下別段の表示がない限り、米ドルの金額表示は、すべてこれによります。

（注2）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成20年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）により
ます。以下、別段の表示がない限り、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

（注3）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されておりますが、ファンド証券は、米ドル建またはユーロ建のため以下の金額表示は別段の記載
がない限り、米ドルまたはユーロをもって行います。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書
の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった
円貨表示がなされている場合もあります。

（注5）本書中、会計年度とは、8月1日に始まり翌年の7月31日に終わる期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。）の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約（約款）によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。トラストのサブ・ファンドであるU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド（「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。）（以下「U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド」といいます。）およびユーロ・マネー・マーケット・ファンド（「ユーロMMF」、「Euro MMF」と称することがあります。）（以下「ユーロ・マネー・マーケット・ファンド」といいます。）（以下総称して「ファンド」といいます。）のファンド証券は管理会社により取引日（アメリカMMF取引日およびユーロMMF取引日の総称、以下同じ。）に純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じていつでも純資産価格で買い戻す仕組となっています。

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンド（U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンド）により構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができます。

② ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することにあります。ファンドは、主として高い信用格付けと流動性を有する、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建の、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはユーロ建の、短期金融商品からなる分散ポートフォリオに投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

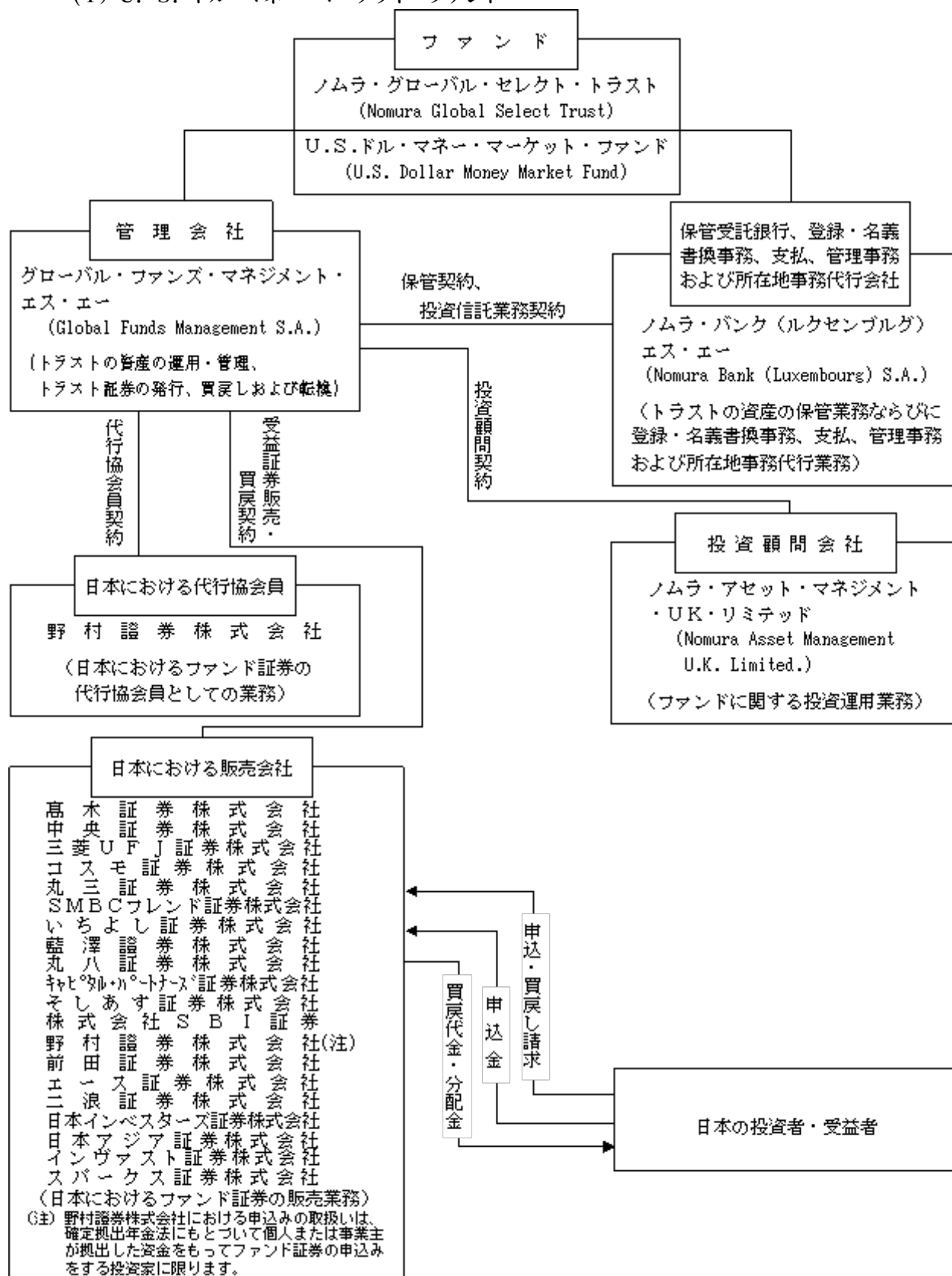
ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

なお、トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

(i) U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド



[illegible]

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2007年9月14日付で締結されたトラスト改正約款。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの終了等について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S. A.)	保管受託銀行 登録・名義書換・支払、管理 事務および所在地事務代行会 社	1998年6月19日付で管理会社との間で保管契約（注 ¹ ）を締結。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。 1998年6月19日付で管理会社との間で投資信託業務契約（注 ² ）を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務および所在地事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務について規定しています。
ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)	ファンドの投資顧問会社	ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては2002年9月5日付で、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月5日付で管理会社との間で投資顧問契約（注 ³ ）を締結。ファンドに関する投資顧問業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員	U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月12日付で、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月12日付で管理会社との間で代行協会員契約（注 ⁴ ）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社がファンドに関する所在地事務業務ならびに登録および名義書換業務等を行うことを約する契約です。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

(ii) 会社の目的

管理会社の目的は、（ルクセンブルグ投信法第91条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

(iii) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,621万円）で、2008年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約308万円）の記名株式15株を発行済です。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

（提出日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガ スペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することにあります。ファンドは、主として高い信用格付けと流動性を有する、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建ての、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはユーロ建ての、短期金融商品からなる分散ポートフォリオに投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

（２）【投資対象】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、米国政府およびその関連機関の証券、米国および米国以外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、米国および米国以外の会社およびその他の法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資が含まれます。

ファンドはまた、信用格付の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資への投資を行いません。

ファンドのすべての投資対象の加重平均残存期間は、12か月を超えることがないように投資されます。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する金融商品も考慮されます。また、市場レートに応じて金利が調整される投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常の場合、加重平均残存期間は90日以下です。

ファンドが行うあらゆる投資は、スタンダード＆プアーズ社および国際的に認知されている他の格付機関から短期債務証券に対する最高位の格付を得ている（または、スタンダード＆プアーズ社のみからその短期債務証券に対する最高位の格付を得ている）か、または、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

つねに、ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます）に投資されなければなりません。

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、欧州連合（EU）加盟国ならびにその機関および下部機構、EU非加盟国ならびにその機関および下部機構、および国際機関の証券、ヨーロッパおよびヨーロッパ以外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、ヨーロッパおよびヨーロッパ以外の会社その他の法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびにファンドの投資目的に照らして適切かつ適合すると管理会社が合理的に判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用格付の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資への投資を行いません。

ファンドのすべての投資対象の加重平均残存期間は、12か月を超えることがないように投資されます。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する金融商品も考慮されます。また、市場レートに応じて金利が調整される投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常の場合、加重平均残存期間は90日以下です。

ファンドが行うあらゆる投資は、スタンダード＆プアーズ社の格付でA－1以上、ムーディーズ社の格付でP－1、または国際的に認知されている格付機関の1社からこれと同等の格付を付与されたもの、もしくは格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な判断により、投資時にこれと同等とみなされるものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます）に投資されなければなりません。

(3) 【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドを投資顧問会社に任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧問会社が管理会社に対して契約の終了日の３ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオの構築を図っております。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって複数に分けられた同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー３名で構成されております。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックスド・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

各ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム

ポートフォリオ・マネジャー ３名

クレジット・リサーチ・チーム

信用分析アナリスト ４名

なお、この情報は2008年11月末日現在のものであり、随時変更されます。

(4) 【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の１口当たり純資産価格をＵ．Ｓ．ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドルに、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロ（以下「固定NAV」と称する場合があります。）に維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。新たに発行されるファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日（支払日）（当日を含みます。）から買戻請求の受渡日（精算日）の前日までの期間について、分配金が発生します。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は（ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ投信法による最低額（1,250,000ユーロ）相当を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができません。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

(5) 【投資制限】

ファンドの改正約款（第６条）に従い、管理会社またはその委任をうけた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

(1) 管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、または欧州連合（「EU」）の、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する有価証券には適用されません。

(2) 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行者の発行する証券の10%を超えて同一発行体の証券にファンドのために投資することになる投資を行うことはできません。かかる10%の制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する証券には適用されません。上記の10%の制限（同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの）は、ファンドが一発行体の１銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではありません。

(3) 管理会社は、ファンドのために、支配または経営を目的として投資を行うことはできません。

(4) 管理会社は、ファンドのために、他のオープンエンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。管理会社により運営されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得の

場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課してはなりません。さらに、ファンドと同じプロモーターを有する投資信託への投資が行われる場合、発行手数料またはその他の取得報酬および管理または顧問報酬は、かかる投資が行われるファンドの負担とはしません。管理会社の取締役は、2002年12月20日の投信信託に関する法律の第129条に従い、短期金融商品に投資することのみをその投資目的とする投資信託に係る低率の税がファンドに適用されている限り、ファンドのために、他の投資信託の受益証券に投資しないことを決定しています。管理会社は、ファンドのために、(i)株式に投資する契約型投資信託の証券、または(ii)会社型投資信託に投資してはなりません。

- (5) 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入してはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券を売買することができます。
- (6) 管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属もしくはそれを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、ファンドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資または商品を取引する会社の有価証券の売買を行うことができます。
- (7) 管理会社は、ファンドのために、有価証券を信用で購入しません。ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。また、有価証券の空売りをしません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約ならびにこれに関するオプションに関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- (8) 管理会社は、ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされるものとします。
- (9) 管理会社は、ファンドのために、上記(8)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、当該ファンドのために所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定しないものとし、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しません。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、予約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する担保の取り決めは、資産の担保とはみなされません。
- (10) 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場（OTC市場を含み定期的に取引がなされる公認かつ公開市場（「規制ある市場」））において取引されていない有価証券に当該ファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国連邦政府による支援を受けた機関もしくは下部機構が発行または保証する有価証券には適用されず、定期的に取引される短期金融商品には適用されません。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政実務により定められた条件および制限に基づき譲渡性のある有価証券に関する技法と手段を用いることができますが、ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用されます。
オプションに関し、
 - a) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができません。
 - i) 当該オプションが規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 - ii) 当該オプションの取得価格（プレミアム）が、当該ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを売ることができません。ただし、管理会社は、当該ファンドのために、空売りされたコール・オプションの行使価格の総額が、当該ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該コール・オプションの空売りの結果生じるポジションを常にカバーできる場合にはコール・オプションを空売りすることができます。
 - c) 管理会社は、ファンドのために、売ったプット・オプションの権利行使価格の総額をカバーする十分な流動資産を保有しない限り、有価証券のプット・オプションを売ることができません。
- (13) 管理会社は、ファンドのために、為替予約を取得もしくは取引することはできませんが、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および通貨先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを売るかもしくは通貨のプット・オプションを売る場合を除きます。ただし、
 - a) 当該取引が規制ある市場において取引される契約でなければなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、通貨または為替先渡売買を行うことができます。
 - b) 一通貨建の取引が原則として当該ファンドの同一通貨建の資産総額を超えず、かつかかる資産の保有期間を超えないものでなければなりません。ただし、当該取引コストが当該ファンドにとり有利である場合は、管理会社は、

ファンドのために、同一の取引相手とのクロス取引により関係通貨を買うことができます。

(14) 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、

- a) 組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物契約に関する契約残高を保有することができます。
- b) 効率的なポートフォリオの運用を目的として、管理会社は、ファンドのために、当該ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想される場合に金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに潜在するエクスポージャーに見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書（上記投資制限(12) c) 記載の流動資産を除きます。）または事前に決められている価格で売却可能な有価証券を当該ファンド内に保有する場合があります。

(15) 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。

(16) 管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することができます。管理会社はさらに同一の目的で金利コール・オプションを売り、または金利プット・オプションを売り、もしくはかかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約により金利スワップ取引を行うことができます。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する契約総額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建てファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできません。

(17) 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資への投資を行いません。

管理会社は、ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができません。

ファンドは、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関と買戻契約を締結することができます。買戻契約の期間中、相手方による買戻しの実行前または買戻期間の終了前に当該契約の対象となる証券を売却することはできません。さらに、ファンドは、保有者の請求により当該証券の買戻しに応じることが常にできるよう確保せねばなりません。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドの投資対象および純資産価額は、市場での変動の影響を受け、ファンドの投資目的が達成され、またファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドは、債券、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主として下記①～③のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資した資産の減少リスクは受益者が負担します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇する場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となります。また、金利が下落する場合には、短期金融商品からの収益（受取利息）の減少要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となります。

また、発行体の信用格付けの変更に伴い、証券の価格が下落するリスクもあります。

③ 通貨リスク

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはユーロを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

(2) リスクに対する管理体制

「2 投資方針（3）運用体制」をご参照ください。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
海外において、申込手数料は徴収されません。
- ② 日本国内における申込手数料
日本国内において、申込手数料は徴収されません。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
海外において、買戻し手数料は徴収されません。
- ② 日本国内における買戻し手数料
日本国内において、買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

投資顧問会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.15%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

2008年7月31日に終了した会計年度中に、トラストは、344,091米ドルの管理報酬および投資顧問報酬を支払いました。

保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、ファンド資産から、保管報酬を受領する権利を有します。保管報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、ファンドが負担します。

2008年7月31日に終了した会計年度中にトラストは79,741米ドルの保管報酬を支払いました。

代行協会員報酬および日本における販売会社に対する報酬

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.08%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。代行協会員が負担したすべての合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

日本における販売会社（海外における販売の場合、海外の販売会社）は、当該日本における販売会社が販売した四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均の年率0.35%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

2008年7月31日に終了した会計年度中にトラストは924,765米ドルの代行協会員報酬および販売会社報酬を支払いました。

投資顧問会社、代行協会員および日本における販売会社は、ファンドの純資産の額が十分に大きくない場合において、当該報酬がファンドの運用成果（パフォーマンス）に与える影響を減じるため、任意に、その期間を問わず、これら報酬の全部またはその一部を放棄することができます。いずれかの本期間に実際に支払われた報酬は、定期報告書で開示されることとします。

投資顧問会社、代行協会員および／または日本における販売会社の報酬は、管理会社と（場合により）投資顧問会社、代行協会員または日本における販売会社の合意により、ファンドの運用実績の向上または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

（４）【その他の手数料等】

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

- ① トラスト資産および収益等に課せられる一切の税金。
- ② トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれます。）。
- ③ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、所在地事務代行会社および支払代行会社への報酬および費用。
- ④ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- ⑤ (i) 券面印刷費、(ii) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含みま

す。）へ提出する費用、(iii)上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、トラストの証券の受益者（実質上の受益者を含みます。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、(iv)会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、(v)受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、(vi)弁護士および監査人の報酬、(vii)（トラストの証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場されたトラストの証券にかかる証券取引所での上場維持費用、(viii)格付機関の費用、(ix)以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびトラストの証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

経常費用以外の費用は、5年を超えない期間にわたり償却することができます。

2008年7月31日に終了した会計年度中にトラストは489,677米ドルのその他の費用を支払いました。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- ② 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- ③ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。
- ④ 法人の益金不算入の適用は認められません。
- ⑤ ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- ⑥ 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2008年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オランダ	33,958,517	16.44
	オーストラリア	31,937,156	15.46
	フランス	19,946,945	9.66
	ルクセンブルグ	17,988,080	8.71
	ドイツ	9,970,485	4.83
	スウェーデン	7,980,515	3.86
	ポルトガル	4,997,405	2.42
	デンマーク	4,986,009	2.41
	ノルウェー	3,986,749	1.93
	小計	135,751,861	65.73
預金証書	オーストラリア	14,992,675	7.26
	フランス	6,990,601	3.38
	小計	21,983,276	10.64
合計		157,735,137	76.37
現金その他の資産（負債控除後）		48,803,584	23.63
総計 (純資産総額)		206,538,721 (19,733百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

(2008年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オランダ	3,980,839	11.60
	オーストラリア	3,496,782	10.19
	ルクセンブルグ	2,493,000	7.26
	フランス	2,491,085	7.26
	ドイツ	1,495,642	4.36
	スウェーデン	1,495,036	4.36
	ノルウェー	1,491,695	4.35
	デンマーク	998,667	2.91
	小計	17,942,744	52.28
預金証書	フランス	1,498,918	4.37
	英国	1,500,000	4.37
	オランダ	1,498,177	4.37
	小計	4,497,096	13.10
米国財務省短期証券	フィンランド	1,494,730	4.36
	小計	1,494,730	4.36
合計		23,934,570	69.74
現金その他の資産（負債控除後）		10,382,849	30.26
総計 (純資産総額)		34,317,419 (4,229百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2008年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率	満期日	額面	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	BCEE CP 19/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月19日	10,000,000	9,997,201	9,997,601	4.84
2	BNP PARIBAS AUST CP 19/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月19日	10,000,000	9,988,763	9,993,258	4.84
3	TREAS CORP OF VICTORIA CP 22/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月22日	10,000,000	9,936,769	9,964,261	4.82
4	CADES CP 30/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月30日	10,000,000	9,937,202	9,958,595	4.82
5	RABOBANK NEDERLAND CP 29/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月29日	8,000,000	7,993,960	7,995,026	3.87
6	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 29/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月29日	8,000,000	7,990,491	7,992,169	3.87
7	KOMMUNINVEST I SVERIGE CP 26/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月26日	8,000,000	7,978,427	7,980,515	3.86
8	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 21/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月21日	7,000,000	6,977,890	6,981,514	3.38
9	SOCIETE GENERALE CD 0% 03/12/08	預金証書	0%	2008年12月3日	5,000,000	4,997,823	4,999,689	2.42
10	TORONTO DOMINION BK CP 12/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月12日	5,000,000	4,994,880	4,998,123	2.42
11	BANK OF TOKYO MITSU CD 0% 08/12/08	預金証書	0%	2008年12月8日	5,000,000	4,991,318	4,998,040	2.42
12	MIZUHO CORP BANK CD 0% 10/12/08	預金証書	0%	2008年12月10日	5,000,000	4,991,764	4,997,529	2.42
13	REP OF PORTUGAL CP 18/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月18日	5,000,000	4,995,421	4,997,405	2.42
14	SUMITOMO MITSUI BANK CD 0% 15/12/08	預金証書	0%	2008年12月15日	5,000,000	4,993,593	4,997,106	2.42
15	TOYOTA MOTOR FINANCE CP 16/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月16日	5,000,000	4,967,478	4,994,639	2.42
16	LANDWIRT RENTENBK CP 14/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月14日	5,000,000	4,991,542	4,993,899	2.42
17	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 09/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月9日	5,000,000	4,991,703	4,992,646	2.42
18	NETHERLANDS CP 13/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月13日	5,000,000	4,988,914	4,992,551	2.42
19	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 09/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月9日	5,000,000	4,957,995	4,986,572	2.41
20	KINGDOM OF DENMARK CP 23/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月23日	5,000,000	4,975,713	4,986,009	2.41
21	KFW CP 27/02/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年2月27日	5,000,000	4,975,788	4,976,586	2.41
22	NEDERLAND WATERSCHAP CP 09/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月9日	4,000,000	3,953,790	3,997,584	1.94
23	BCEE CP 09/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月9日	4,000,000	3,970,732	3,996,162	1.93
24	EURO INVESTMENT BANK CP 17/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月17日	4,000,000	3,970,876	3,994,317	1.93
25	EKSPORTFINANS ASA CP 13/01/09 (USD)	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月13日	4,000,000	3,962,096	3,986,749	1.93
26	NEDERLAND WATERSCHAP CP 03/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月3日	2,000,000	1,984,732	1,999,499	0.97
27	RESEAU FERRE DE FRANCE CP 22/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月22日	2,000,000	1,983,815	1,996,181	0.97
28	CAISSE DES DEPOTS&CONS CD 0% 9/1/09	預金証書	0%	2009年1月9日	2,000,000	1,978,561	1,990,912	0.96

(注) 以上の他、投資有価証券はありません。

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

(2008年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率	満期日	額面	取得原価 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	BANK OF TOKYO MITS CD 4.82% 4/12/08	預金証書	4.82%	2008年12月4日	1,500,000	1,500,000	1,500,000	4.37
2	SOCIETE GENERALE CD 0% 09/12/08	預金証書	0%	2008年12月9日	1,500,000	1,498,107	1,498,918	4.37
3	BCEE CP 08/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月8日	1,500,000	1,489,075	1,498,767	4.37
4	TORONTO DOMINION BK CP 12/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月12日	1,500,000	1,495,650	1,498,405	4.37
5	COMMONWEALTH BANK AUST CP 17/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月17日	1,500,000	1,496,956	1,498,377	4.37
6	RABOBANK NEDERLAND CD 0% 17/12/08	預金証書	0%	2008年12月17日	1,500,000	1,496,583	1,498,177	4.37
7	LANDWIRT RENTENBK CP 06/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月6日	1,500,000	1,492,615	1,495,642	4.36
8	KOMMUNINVEST I SVERIGE CP 14/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月14日	1,500,000	1,493,118	1,495,036	4.36
9	FINNISH T-BILL 0% 13/01/09	米国財務省短期証 券	0%	2009年1月13日	1,500,000	1,490,441	1,494,730	4.36
10	CADES CP 06/02/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年2月6日	1,500,000	1,489,324	1,492,225	4.35
11	NEDERLAND WATERSCHAP CP 13/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月13日	1,500,000	1,482,397	1,492,032	4.35
12	EKSPORTFINANS ASA CP 13/01/09 (EUR)	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月13日	1,500,000	1,476,244	1,491,695	4.35
13	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 12/02/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年2月12日	1,500,000	1,488,588	1,490,944	4.34
14	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 17/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月17日	1,000,000	998,503	998,859	2.91
15	KINGDOM OF DENMARK CP 22/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月22日	1,000,000	998,032	998,667	2.91
16	NETHERLANDS CP 08/01/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年1月8日	1,000,000	997,637	997,862	2.91
17	EUROPEAN INVEST BANK CP 20/02/09	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2009年2月20日	1,000,000	993,450	994,233	2.90
18	EXPORT FINANCE AND INS CP 01/12/08	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	該当なし	2008年12月1日	500,000	488,887	500,000	1.46

(注) 以上の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当ありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末および2007年12月１日から2008年11月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末 (1999年７月末日)	174,644	16,685	0.01	0.96
第２会計年度末 (2000年７月末日)	279,901	26,742	0.01	0.96
第３会計年度末 (2001年７月末日)	179,072	17,109	0.01	0.96
第４会計年度末 (2002年７月末日)	127,258	12,158	0.01	0.96
第５会計年度末 (2003年７月末日)	134,501	12,850	0.01	0.96
第６会計年度末 (2004年７月末日)	148,417	14,180	0.01	0.96
第７会計年度末 (2005年７月末日)	144,960	13,849	0.01	0.96
第８会計年度末 (2006年７月末日)	139,921	13,368	0.01	0.96
第９会計年度末 (2007年７月末日)	144,726	13,827	0.01	0.96
第10会計年度末 (2008年７月末日)	182,055	17,394	0.01	0.96
2007年12月末日	157,577	15,055	0.01	0.96
2008年１月末日	158,302	15,124	0.01	0.96
２月末日	176,647	16,877	0.01	0.96
３月末日	185,549	17,727	0.01	0.96
４月末日	183,828	17,563	0.01	0.96
５月末日	178,101	17,016	0.01	0.96
６月末日	184,635	17,640	0.01	0.96
７月末日	182,055	17,394	0.01	0.96
８月末日	188,840	18,042	0.01	0.96
９月末日	188,739	18,032	0.01	0.96
10月末日	196,345	18,759	0.01	0.96
11月末日	206,539	19,733	0.01	0.96

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第1会計年度末 (2003年7月末日)	26,268	3,237	0.01	1.23
第2会計年度末 (2004年7月末日)	26,471	3,262	0.01	1.23
第3会計年度末 (2005年7月末日)	27,431	3,380	0.01	1.23
第4会計年度末 (2006年7月末日)	27,498	3,388	0.01	1.23
第5会計年度末 (2007年7月末日)	28,487	3,510	0.01	1.23
第6会計年度末 (2008年7月末日)	32,109	3,956	0.01	1.23
2007年12月末日	29,794	3,671	0.01	1.23
2008年1月末日	30,325	3,737	0.01	1.23
2月末日	30,528	3,762	0.01	1.23
3月末日	31,160	3,840	0.01	1.23
4月末日	30,978	3,817	0.01	1.23
5月末日	32,056	3,950	0.01	1.23
6月末日	31,674	3,903	0.01	1.23
7月末日	32,109	3,956	0.01	1.23
8月末日	33,673	4,149	0.01	1.23
9月末日	34,433	4,243	0.01	1.23
10月末日	35,189	4,336	0.01	1.23
11月末日	34,317	4,229	0.01	1.23

②【分配の推移】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1 万口当りの分配金	
	米ドル	円
第 1 会計年度	4.41351	421.67
第 2 会計年度	5.17884	494.79
第 3 会計年度	5.07665	485.02
第 4 会計年度	1.75051	167.24
第 5 会計年度	0.70502	67.36
第 6 会計年度	0.46593	44.51
第 7 会計年度	1.61980	154.76
第 8 会計年度	3.61848	345.71
第 9 会計年度	4.52361	432.19
第10会計年度	3.09191	295.40
2007年12月	0.34014	32.50
2008年 1 月	0.31795	30.38
2 月	0.21396	20.44
3 月	0.19213	18.36
4 月	0.15055	14.38
5 月	0.14152	13.52
6 月	0.13020	12.44
7 月	0.14341	13.70
8 月	0.14187	13.55
9 月	0.15266	14.59
10月	0.16978	16.22
11月	0.10089	9.64

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	1 万口当りの分配金	
	ユーロ	円
第 1 会計年度	1.71751	211.63
第 2 会計年度	1.23823	152.57
第 3 会計年度	1.24400	153.29
第 4 会計年度	1.53708	189.40
第 5 会計年度	2.72901	336.27
第 6 会計年度	3.40933	420.10
2007年12月	0.29646	36.53
2008年 1 月	0.29850	36.78
2 月	0.26401	32.53
3 月	0.28076	34.60
4 月	0.27448	33.82
5 月	0.28597	35.24
6 月	0.28238	34.79
7 月	0.30666	37.79
8 月	0.30984	38.18
9 月	0.30385	37.44
10月	0.29681	36.57
11月	0.22867	28.18

③【収益率の推移】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	収益率
第1会計年度	4.41%
第2会計年度	5.18%
第3会計年度	5.08%
第4会計年度	1.75%
第5会計年度	0.71%
第6会計年度	0.47%
第7会計年度	1.62%
第8会計年度	3.62%
第9会計年度	4.52%
第10会計年度	3.09%

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	収益率
第1会計年度	1.72%
第2会計年度	1.24%
第3会計年度	1.24%
第4会計年度	1.54%
第5会計年度	2.73%
第6会計年度	3.41%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該会計年度の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1991年7月8日 管理会社の設立
1998年6月19日 トラスト約款締結
1998年7月24日 U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2002年9月5日 トラスト改正約款締結
2002年9月26日 ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2003年11月28日 トラスト改正約款締結
2007年4月2日 トラスト改正約款締結
2007年9月14日 トラスト改正約款締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector of Luxembourg、以下「金融監督委員会」といいます。）の通達等の規制に従っています。

② 準拠法の内容

(a) 民法

ファンドは、法人格を持たない、加入者の累積投資からなる財産集合体です。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有します。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のもので、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記のルクセンブルグ投信法に従っています。

(b) ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、欧州経済共同体閣僚理事会の1985年12月20日付通達（85／611 E E C）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものです。

1）ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されています。

パートⅠ－譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パートⅠ」といいます。）

パートⅡ－その他の投資信託（以下「パートⅡ」といいます。）

パートⅢ－外国投資信託（以下「パートⅢ」といいます。）

パートⅣ－管理会社の授権

パートⅤ－譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パートⅤ」といいます。）

ルクセンブルグ投信法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートⅡが適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っています。

2）ルクセンブルグ投信法のパートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートⅠ UCITS」）としての適格性を有し、ヨーロッパ連合（以下「EU」）のいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、かかる加盟国で85／611 E E Cが立法化されている範囲内で、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

3）ルクセンブルグ投信法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パートⅠ UCITSと見做される投資信託を、以下のように定義しています。

A. 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／またはルクセンブルグ投信法の第41条(1)に記載される他の流動金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

3【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）で、欧州連合加盟国で設立され、かつ欧州経済共同体閣僚理事会の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。かかるUCITSは、金融監督委員会に通知を行うとともに、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、販売することができます。

トラストは、パートII UCITSとして設定されており、トラストの受益証券につき、欧州連合加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

(ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能です。

② 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、外部監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、外部監査人の監査を受けなければなりません。

監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されます。

取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午前9時前に、管理会社により受領されなければなりません。午前9時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数の受益証券は発行されません。

ファンド証券の券面または確認書は、当該代金の支払いが保管受託銀行に行われた場合、管理会社により交付されます。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の要請がない場合、投資者は、所有受益証券について券面を発行しないことを要請したものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当り純資産価格です。分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当り純資産価格を常にU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロに維持するよう努力します。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

受益証券の買付申込は、各取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）・エス・エーの各事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の基準通貨で行います。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、トラストおよびその販売会社がファンド証券が募集される国々の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

日本における販売

日本においては有価証券届出書第一部証券情報(7)申込期間に記載される募集期間中のU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日でかつニューヨーク証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトの銀行営業日でかつフランクフルト証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。

日本における販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款を投資者に交付し、当該投資者から外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、各日本における販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、有価証券その他各日本における販売会社または販売取扱会社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金などのうち基準通貨（または各日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得るその他の通貨）で支払われるものによりファンド証券を取得する場合および確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の取得申込をする場合には、各日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得るものに限り、1口以上1口単位とします。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロを下回る場合、ファンド証券は発行（販売）されません。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）を交付します。代金の支払いは、原則として円貨、または場合により円貨以外の通貨によるものとし、基準通貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で日本における販売会社または販売取扱会社の円貨以外の通貨の預金口座への振込みにより円貨以外の通貨で支払うこともできます。

申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の買付け・売却（買戻し）の注文が不公正なものであるとの疑義が生じた場合は、当該買付け・売却（買戻し）注文を受け付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し

受益者は、取引日にいつでもファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前9時前に管理会社により受領されなければなりません。午前9時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される1口当り純資産価格により行われます。買戻し請求には、（発行されている場合）受益証券券面を添付しなければなりません。買戻し手数料はありません。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行う管理会社と締結された契約に基づきノミニ・サービスを提供しているノミニ受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロに維持するよう最善の努力を行います。買戻し価格は、買戻日に適用される純資産価格に応じ、買付時の価格より高くなることも低くなることもあり得ます。

買戻代金および分配金の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻し請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日（「精算日」といいます。）に行われます。

日本における買戻し

日本における受益者は、買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当り純資産価格です。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、基準通貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の基準通貨預金口座への振込により基準通貨で支払われます。ファンド証券の買戻しは1口を単位とします。

3【ファンド証券の転換】

(1) 海外における転換

一つのサブ・ファンドのファンド証券から他のサブ・ファンドのファンド証券に転換を希望する受益者は、二つのサブ・ファンドの取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）ファンド証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。転換により発行される口数は、二つのサブ・ファンドの取引日に適用される各サブ・ファンドのファンド証券の1口当たり純資産価格に基づき以下のとおり計算されます。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

- N_1 ： 転換後の口数。端数ファンド証券は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のサブ・ファンドに帰属します。
- N_2 ： 転換前の口数。これには、転換請求されたファンド証券の発生済み未払いの分配金が、日本その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行されたファンド証券口数を含みます。
- NAV_1 ： 転換により発行されるファンド証券の取引日現在の純資産価格。
- NAV_2 ： 転換により発行されるファンド証券の基準通貨に適用される取引日の為替レートにより換算された転換されるファンド証券の取引日現在の純資産価格。
- 転換手数料は課されません。

(2) 日本における転換

トラストを構成する他のサブ・ファンドを取り扱う日本の販売会社または販売取扱会社において、日本の販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は、当該他のサブ・ファンド間での転換（スイッチング）が可能です。

転換（スイッチング）の手続は、転換（スイッチング）を行う二つのサブ・ファンドの取引日および翌取引日が同日である場合に限り、なお、一方のサブ・ファンドの円貨による売却代金をもって、他方のサブ・ファンドの円貨による買付代金とします。この場合の円貨と円貨以外の通貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。詳しくは販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。

4【保有制限】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンドおよびその販売会社がファンド証券が募集される国々の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
 - b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。
- 詳細は以下のとおりです。

(a) 管理会社は、EU内において公衆に対してトラスト証券の販売を行いません。

(b) トラスト証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知りながら、100名超の米国人または米国居住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しトラスト証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくトラスト証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われないようにするため、一定の状況の下で、禁止条項を付して（投資者によるトラスト証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるトラスト証券の実質的保有を制限、妨止するために（上記の私募によりトラスト証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

- (a) トラスト証券の登録または移転により当該トラスト証券が米国人のために保有される可能性があるとは判断される場合、トラスト証券の発行、登録、移転を拒否することができます。
- (b) いつでもトラスト証券の受益者登録簿に記入されている人またはトラスト証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該トラスト証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と見料する情報の提供を求めることができます。
- (c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でトラスト証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのトラスト証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わせることができます。

5【純資産価格の決定の停止】

管理会社は、次の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止する

ことができます。

- イ) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- ハ) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 資産の評価

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。

「取引日」は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては(i)ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、(ii)ニューヨーク証券取引所の取引日および(iii)日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます）をいい、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては(i)ルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトの銀行営業日、(ii)フランクフルト証券取引所の取引日および(iii)日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます。）をいいます。

ファンドの1口当り純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において閲覧可能です。

ファンドの組入れ証券は償却原価法により評価されます。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となります。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の1口当り価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロで安定させる手続きを設けています。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社の指示により随時見直されます。重大な希薄化またはその他の不正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われません。）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の決定が含まれます。受益証券の1口当りの純資産価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做されます。

ファンドの基準通貨以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で当該通貨に換算されます。

上記の管理会社またはその指定する代理人は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われます。

すべての場合、ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産を合計し、ファンドの債務を控除し、ファンドの発行済証券の口数で割ることにより決定されます。

ある取引日において、通信手段の一時的な途絶やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資

産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

（２）【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、各販売会社を名義人とする確認書を各販売会社に交付します。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、券面の交付を受け、自己の責任においてこれを保管します。

（３）【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限です。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年７月31日です。

（５）【その他】

（ｉ）トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができます。さらに、トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、解散することができます。解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（「メモリアル」）および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

ファンドの清算原因たる事由の発生時には、受益証券の発行は即時禁じられ、発行された場合には無効となります。

受益権者の平等な処理が確保できる場合には、受益証券の買戻しの継続も可能です。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（ｉ）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ii）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散される（監査報告により評価されます。）サブ・ファンドの資産を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンド受益者に分配することができ、または（iii）ファンドの発行済受益証券口数が20億口を下回った場合には、ファンドを清算できます。上記（ii）の解散および分配は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記（ｉ）および（iii）の解散または清算の場合、その効力発生日は郵便またはファックスで受益者に通知されます。上記（ii）のサブ・ファンドの解散または分配の場合、当該サブ・ファンドの受益者には解散１か月前に郵便により通知するものとします。解散の効力発生日まで、受益者はサブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

（ii）ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えません。

（iii）約款等の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができます。修正は、約款を修正する関係書類に規定のない場合は、ルクセンブルグ商業および法人登記所への、修正の預託に関する通知がメモリアルに公告された日の５日後に効力を生じるものとします。投資顧問契約、保管契約、投資信託業務契約および代行協会員契約は、契約当事者の書面による合意がない限り変更できません。

（iv）追加ファンドの設立

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を変更することにより新しいサブ・ファンドを設立することができます。

（v）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

投資顧問契約は、相手方当事者に本契約の終了日の３ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって終了させることができます。ただし、一方当事者が投資顧問契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方当事者は、書面による30日以上前の通知をした上で投資顧問契約を終了させることができます。ただし、かかる期間内にかかる違反が是正された場合はこの限りではありません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、ルクセンブルグ法に従い解釈されます。

保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を解約することができます。ただし、一方当事者が本契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、同契約書記載の住所宛、3ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3ヶ月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されます。

2【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、外部監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければなりません。トラストの外部監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ（Ernst & Young S.A.）です。さらに、トラストは、金融庁（現金融監督委員会）の1997年6月13日付通達97/136に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（ロ）受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において公表され、受益者はこれ入手することができます。

なお、約款の全文（その変更を含みます。）はルクセンブルグ商業および法人登記所および管理会社の登記上の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができます。

法律の要求する場合には、受益者に対する通知は、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告されます。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

① 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にトラストの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができます。ファンド証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて、これらの書類を閲覧することができます。

なお、代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国投資信託証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

② 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はトラストの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

トラストの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

(2) 買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

① 管理会社またはトラストに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所
です。

（４）【裁判管轄等】

上記(3)②の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手段は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤングの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領しています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよびユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2008年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝95.54円、1ユーロ＝123.22円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2008年７月31日終了年度】

①【貸借対照表】

純資産計算書

2008年７月31日現在

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		連結	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券—公正価額（注２）	153,221,013	14,638,736	27,850,283	3,431,712	196,600,644	18,783,226
定期預金	29,024,000	2,772,953	4,297,000	529,476	35,717,011	3,412,403
前払費用	123,373	11,787	21,812	2,688	157,347	15,033
現金預金	84,221	8,046	13,031	1,606	104,518	9,986
未収収益	25,744	2,460	2,940	362	30,323	2,897
預金利息	2,136	204	519	64	2,944	281
資産合計	182,480,487	17,434,186	32,185,585	3,965,908	232,612,787	22,223,826
負債						
未払費用（注７）	365,196	34,891	75,936	9,357	483,474	46,191
受益者への未払分配金	60,703	5,800	478	59	61,448	5,871
負債合計	425,899	40,690	76,414	9,416	544,922	52,062
純資産総額	182,054,588	17,393,495	32,109,171	3,956,492	232,067,865	22,171,764
発行済受益証券数	18,205,458,771 口		3,210,917,124 口			
１口当り純資産価格	0.01米ドル		0.96円	0.01ユーロ	1.23円	

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2008年7月31日に終了した年度

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		連結	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首純資産	144,726,387	13,827,159	28,486,835	3,510,148	183,780,413	17,558,381
収益						
定期預金利息	1,389,935	132,794	248,771	30,654	1,777,421	169,815
短期金融商品利息	68,644	6,558	8,585	1,058	82,016	7,836
収益合計	1,458,579	139,353	257,356	31,711	1,859,437	177,651
費用						
代行協会員および販売会 社報酬（注5，6）	720,562	68,842	131,100	16,154	924,765	88,352
管理報酬および投資顧問 報酬（注3）	268,113	25,616	48,779	6,011	344,091	32,874
海外登録費用	163,000	15,573	27,100	3,339	205,211	19,606
保管報酬（注4）	60,632	5,793	12,268	1,512	79,741	7,618
コルレス銀行報酬	47,563	4,544	11,704	1,442	65,793	6,286
管理事務および名義書換 代行報酬	50,271	4,803	9,147	1,127	64,518	6,164
専門家報酬	47,261	4,515	5,956	734	56,538	5,402
格付費用	25,360	2,423	5,441	670	33,835	3,233
現金支出費	25,135	2,401	4,572	563	32,256	3,082
年次税（注8）	16,972	1,622	3,114	384	21,822	2,085
印刷費・公告費	2,940	281	535	66	3,773	360
預金口座に係る支払利息	3,656	349	—	—	3,656	349
その他の費用	677	65	474	58	1,415	135
法務報酬	—	—	552	68	860	82
費用合計	1,432,142	136,827	260,742	32,129	1,838,274	175,629
純投資（損）益	26,437	2,526	(3,386)	(417)	21,163	2,022

投資有価証券売却実現純利益	5,276,833	504,149	1,041,749	128,364	6,899,462	659,175
当期実現純利益	5,276,833	504,149	1,041,749	128,364	6,899,462	659,175
投資有価証券未実現純損益の変動	(282,605)	(27,000)	1,915	236	(279,622)	(26,715)
当期末実現純（損）益	(282,605)	(27,000)	1,915	236	(279,622)	(26,715)
運用の結果による純資産の増加	5,020,665	479,674	1,040,278	128,183	6,641,003	634,481
受益証券の発行手取金	299,062,110	28,572,394	12,071,059	1,487,396	317,864,004	30,368,727
受益証券の買戻支払額	(261,733,909)	(25,006,058)	(8,448,723)	(1,041,052)	(274,893,648)	(26,263,339)
	37,328,201	3,566,336	3,622,336	446,344	42,970,356	4,105,388
受益者に支払われた分配金（注9）	(5,020,665)	(479,674)	(1,040,278)	(128,183)	(6,641,003)	(634,481)
為替相場の変動	—	—	—	—	5,317,096	507,995
期末純資産	182,054,588	17,393,495	32,109,171	3,956,492	232,067,865	22,171,764

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

発行済受益証券数の変動表

2008年7月31日に終了した年度

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド
	(口)	(口)
期首現在受益証券数	14,472,638,742	2,848,683,545
発行受益証券数	29,906,210,891	1,207,105,840
買戻受益証券数	(26,173,390,862)	(844,872,261)
期末現在発行済受益証券数	18,205,458,771	3,210,917,124

統計情報

	2008年7月31日	2007年7月31日	2006年7月31日
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド（米ドルで表示）			
期末現在純資産総額	182,054,588	144,726,387	139,921,290
1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01
ユーロ・マネー・マーケット・ファンド（ユーロで表示）			
期末現在純資産総額	32,109,171	28,486,835	27,498,292
1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

財務書類に対する注記

2008年7月31日に終了した年度

注1－機構

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（「トラスト」）は、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて1991年7月8日に設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される。トラストの資産は、管理会社の資産から区分されている。トラストの存続期間は無期限である。

トラストは、投資信託（"UCI"）として適格性を有しており、投資信託に関する2002年12月20日法のパートIIの規定によって規制されている。

ファンド

2008年7月31日現在、当トラストには以下の二つのサブ・ファンド（個々を「ファンド」という。）が存在する。

(i) 無期限で設定されている、米ドル建てのU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することにある。サブ・ファンドは、主として高い信用格付けと流動性を有する米ドル建ての短期金融商品からなる分散ポートフォリオに投資することにより、この投資目的の達成を図る。

(ii) 無期限で設定されている、ユーロ建てのユーロ・マネー・マーケット・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することにある。サブ・ファンドは、主として高い信用格付けと流動性を有するユーロ建ての短期金融商品からなる分散ポートフォリオに投資することにより、この投資目的の達成を図る。

注2－重要な会計方針

トラストは、当該通貨で個々のファンドの帳簿および記録を記帳し、米ドルで連結財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額および償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってもしくは指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによって各ファンドの発行済受益証券数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。）、売買益もしくは損失を実現するために満期前のポートフォリオ証券の売却、または平均ポートフォリオ満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いて1口当り純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生利息、プレミアムの償却および稼得ディスカウントに基づいて計上される。

組入証券の売却実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。支払いが滞ったり投資顧問会社が支払いに問題があると判断する場合には、トラストは収益を獲得しない。

外貨換算

それぞれのファンドの基準通貨以外の通貨建て資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨建てでない収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建ての連結財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建て各ファンドの計算書は、期末日現在の実勢為替レートで換算されている。

2008年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1ユーロ＝1.5576010米ドル

1米ドル＝0.6420129ユーロ

受益証券の購入および買戻し

購入および買戻し請求は、取引日に管理会社に対して行われる。

純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産を合計し当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の総口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後6時現在に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために管理会社によって任命されている。

注3－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の管理報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資顧問報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注4－保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、各ファンドの資産から保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各ファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われる。

注5－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬をトラストに請求し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

注6－販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券に起因する当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

注７－未払費用

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド	連結
	(米ドル)	(ユーロ)	(米ドル)
代行協会員および販売会社報酬 (注５、６)	196,741	34,221	250,042
管理報酬および投資顧問報酬 (注３)	73,205	12,733	93,038
専門家報酬	25,898	4,347	32,669
コルレス銀行報酬	23,967	2,412	27,724
格付費用	—	13,604	21,190
保管報酬（注４）	16,226	3,183	21,184
管理事務代行報酬	13,726	2,388	17,446
現金支出費	6,863	1,193	8,721
年次税（注８）	6,020	1,092	7,721
印刷費・公告費	2,550	344	3,086
法務報酬	—	419	653
未払費用合計	365,196	75,936	483,474

注８－税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産額に対して四半期毎に計算し支払う年率0.01%の資本税を課される。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に指定された金額で受益証券１口当り純資産価格を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で要求される投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回るような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該サブ・ファンドに帰属する。

2008年７月31日に終了した年度中に、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ5,020,665米ドルおよび1,040,278ユーロの分配金を支払った。

③【投資有価証券明細表等】

U.S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2008年7月31日現在

(米ドルで表示)

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	公正価額 (米ドル)	純資産に占 める割合(%)
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券				
オーストラリア				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
10,000,000	RABOBANK NED AUST CP 24/09/08	9,954,880	9,961,325	5.47
8,000,000	WESTERN AUST TREAS CORP CP 08/08/08	7,951,030	7,996,274	4.39
7,000,000	COMMONWEALTH BANK AUST CP 11/08/08	6,969,266	6,995,122	3.84
7,000,000	TREAS CORP OF VICTORIA CP 22/10/08	6,955,738	6,960,549	3.82
5,000,000	ST GEORGE BANK CP 18/08/08	4,988,206	4,993,734	2.74
5,000,000	NATIONAL AUST BANK CP 21/08/08	4,966,115	4,992,634	2.74
5,000,000	BNP PARIBAS AUST CP 16/09/08	4,976,775	4,983,307	2.74
1,700,000	RABOBANK NEDERLAND CP 17/10/08	1,688,265	1,690,178	0.93
		48,450,275	48,573,123	26.67
預金証書				
7,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 0% 22/08/08	6,984,963	6,989,814	3.84
5,000,000	SUMITOMO MITSUI BK CD 0% 10/09/08	4,977,481	4,985,233	2.74
2,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 0% 08/09/08	1,990,760	1,994,337	1.10
		13,953,204	13,969,384	7.68
国合計		62,403,479	62,542,507	34.35
フランス				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
7,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 25/09/08	6,952,913	6,971,850	3.83
2,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 09/10/08	1,986,295	1,989,721	1.09
国合計		8,939,208	8,961,571	4.92
ドイツ				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
7,000,000	LANDWIRT RENTENBK CP 14/11/08	6,942,126	6,950,595	3.82
5,000,000	TOYOTA LEASING GMBH CP 16/09/08	4,966,709	4,983,880	2.74
5,000,000	KFW CP 27/10/08	4,969,004	4,971,312	2.73
国合計		16,877,839	16,905,787	9.29
ルクセンブルグ				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
4,000,000	BCEE CP 09/10/08	3,972,085	3,979,064	2.19
3,000,000	BCEE CP 27/08/08	2,980,804	2,994,575	1.64
国合計		6,952,889	6,973,639	3.83
数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (米ドル)	公正価額 (米ドル)	純資産に占 める割合(%)
オランダ				

ユーロ・コマーシャル・ペーパー

7,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 09/09/08	6,957,593	6,982,023	3.84
7,000,000	ING BANK NV CP 22/09/08	6,968,078	6,973,227	3.83
4,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 31/10/08	3,975,212	3,975,482	2.18
4,000,000	NEDERLAND WATERSCHAPS CP 09/12/08	3,953,790	3,960,737	2.18
2,000,000	NEDERLAND WATERSCHAPS CP 03/10/08	1,986,496	1,990,753	1.09
国合計		23,841,169	23,882,222	13.12

イギリス

預金証書

8,000,000	BANK OF TOKYO MITSU CD 2.65% 29/8/8	8,000,000	8,000,000	4.39
5,000,000	BANK OF TOKYO MITS CD 2.76% 14/10/8	5,000,000	5,000,000	2.75
5,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 0% 26/08/08	4,977,455	4,990,909	2.74
2,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 0% 08/10/08	1,986,295	1,989,870	1.09
		19,963,750	19,980,779	10.97

ユーロ・コマーシャル・ペーパー

5,000,000	CALYON CP 26/08/08	4,989,400	4,991,719	2.74
5,000,000	DEUTSCHE BANK AG CP 28/08/08	4,989,645	4,990,981	2.74
		9,979,045	9,982,700	5.48
国合計		29,942,795	29,963,479	16.45

ベネズエラ

ユーロ・コマーシャル・ペーパー

2,000,000	CORP ANDINA DE FOMENTO CP 12/08/08	1,990,925	1,998,364	1.10
2,000,000	CORP ANDINA DE FOMENTO CP 12/09/08	1,985,639	1,993,444	1.09
国合計		3,976,564	3,991,808	2.19

合計

152,933,943	153,221,013	84.15
-------------	-------------	-------

添付の注記は当財務書類の一部である。

U.S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2008年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
銀行、その他金融機関	26.14
金融、投資、その他多角化企業	8.21
	34.35
フランス	
金融、投資、その他多角化企業	4.92
	4.92
ドイツ	
銀行、その他金融機関	6.55
金融、投資、その他多角化企業	2.74
	9.29
ルクセンブルグ	
銀行、その他金融機関	3.83
	3.83
オランダ	
銀行、その他金融機関	13.12
	13.12
イギリス	
銀行、その他金融機関	13.71
金融、投資、その他多角化企業	2.74
	16.45
ベネズエラ	
金融、投資、その他多角化企業	2.19
	2.19
合計	84.15

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2008年7月31日現在

(ユーロで表示)

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (ユーロ)	公正価額 (ユーロ)	純資産に占 める割合(%)
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券				
オーストラリア				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,500,000	ST GEORGE BANK CP 27/08/08	1,488,299	1,495,012	4.66
1,500,000	TORONTO DOMINION AUST CP 29/08/08	1,488,858	1,494,801	4.66
1,500,000	COMMONWEALTH BANK AUST CP 16/09/08	1,488,200	1,491,519	4.65
1,000,000	NATIONAL AUST BANK CP 09/09/08	988,806	995,255	3.10
1,000,000	AUST & NEW ZEALAND BK CP 27/10/08	987,902	988,803	3.08
500,000	EXPORT FINANCE AND INS CP 01/12/08	488,887	491,882	1.53
	国合計	6,930,952	6,957,272	21.68
キプロス				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,500,000	BMW MALTA FINANCE CP 07/08/08	1,495,941	1,498,892	4.67
	国合計	1,495,941	1,498,892	4.67
フランス				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,500,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 21/08/08	1,483,696	1,496,456	4.66
1,000,000	SOCIETE GENERALE CP 18/08/08	996,200	997,916	3.11
		2,479,896	2,494,372	7.77
預金証書				
1,000,000	DEXIA CREDIT LOCAL CD 0% 11/08/08	996,666	998,765	3.11
1,000,000	BNP PARIBAS CD 0% 25/09/08	992,089	992,982	3.09
		1,988,755	1,991,747	6.20
	国合計	4,468,651	4,486,119	13.97
ドイツ				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,500,000	TOYOTA LEASING GMBH CP 14/11/08	1,477,287	1,480,611	4.61
	国合計	1,477,287	1,480,611	4.61
アイルランド				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,000,000	CATERPILLAR INT FIN LTD CP 26/08/08	991,954	996,755	3.10
1,000,000	GE CAP EURO FUNDING CP 28/10/08	988,007	988,528	3.08
	国合計	1,979,961	1,985,283	6.18

数量／ 額面価額	銘柄	取得価額 (ユーロ)	公正価額 (ユーロ)	純資産に占 める割合(%)
ルクセンブルグ				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,000,000	BCEE CP 07/10/08	988,306	991,484	3.09
	国合計	988,306	991,484	3.09
オランダ				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
2,000,000	SIEMENS FINANCIERING CP 26/08/08	1,991,911	1,994,052	6.21
1,500,000	UNILEVER FINANCE INTL CP 11/08/08	1,494,249	1,498,203	4.67
1,500,000	NEDERLAND WATERSCHAPS CP 10/10/08	1,482,871	1,486,967	4.63
1,000,000	ING BANK NV CP 29/09/08	991,911	992,425	3.09
1,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 17/10/08	988,481	990,359	3.08
	国合計	6,949,423	6,962,006	21.68
イギリス				
預金証書				
1,500,000	BANK OF TOKYO MITSU CD 4.41% 18/8/8	1,500,000	1,500,000	4.67
1,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 0% 22/09/08	992,021	993,308	3.09
	国合計	2,492,021	2,493,308	7.76
ベネズエラ				
ユーロ・コマーシャル・ペーパー				
1,000,000	CORP ANDINA DE FOMENTO CP 08/09/08	992,221	995,308	3.10
	国合計	992,221	995,308	3.10
	合計	27,774,763	27,850,283	86.74

添付の注記は当財務書類の一部である。

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド
投資有価証券の業種別および地域別分布表
2008年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
銀行、その他金融機関	20.15
保険	1.53
	21.68
キプロス	
金融、投資、その他多角化企業	4.67
	4.67
フランス	
金融、投資、その他多角化企業	7.77
銀行、その他金融機関	6.20
	13.97
ドイツ	
金融、投資、その他多角化企業	4.61
	4.61
アイルランド	
金融、投資、その他多角化企業	6.18
	6.18
ルクセンブルグ	
銀行、その他金融機関	3.09
	3.09
オランダ	
金融、投資、その他多角化企業	13.96
銀行、その他金融機関	7.72
	21.68
イギリス	
銀行、その他金融機関	7.76
	7.76
ベネズエラ	
金融、投資、その他多角化企業	3.10
	3.10
合計	86.74

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Statement of Net Assets
at July 31, 2008

	U.S. Dollar Money Market Fund (in USD)	EURO Money Market Fund (in Euro)	Combined (in USD)
ASSETS			
Investments at fair value (note 2)	153,221,013	27,850,283	196,600,644
Term deposits	29,024,000	4,297,000	35,717,011
Prepaid expenses	123,373	21,812	157,347
Cash at bank	84,221	13,031	104,518
Accrued income	25,744	2,940	30,323
Interest on deposits	2,136	519	2,944
Total Assets	182,480,487	32,185,585	232,612,787
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 7)	365,196	75,936	483,474
Dividend payable to unitholders	60,703	478	61,448
Total Liabilities	425,899	76,414	544,922
TOTAL NET ASSETS	182,054,588	32,109,171	232,067,865
NUMBER OF UNITS OUTSTANDING	18,205,458,771	3,210,917,124	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended July 31, 2008

	U.S. Dollar Money Market Fund (in USD)	EURO Money Market Fund (in Euro)	Combined (in USD)
Net assets at the beginning of the year	144,726,387	28,486,835	183,780,413
INCOME			
Interest on time deposits	1,389,935	248,771	1,777,421
Interest on money market instruments	68,644	8,585	82,016
Total Income	1,458,579	257,356	1,859,437
EXPENSES			
Agent company and distributor fees (note 5, note 6)	720,562	131,100	924,765
Management and advisory fees (note 3)	268,113	48,779	344,091
Overseas registration fees	163,000	27,100	205,211
Custodian fees (note 4)	60,632	12,268	79,741
Correspondent bank fees	47,563	11,704	65,793
Administrative and transfer agent fees	50,271	9,147	64,518
Professional fees	47,261	5,956	56,538
Rating fees	25,360	5,441	33,835
Out of pocket expenses	25,135	4,572	32,256
Subscription tax (note 8)	16,972	3,114	21,822
Printing and publication fees	2,940	535	3,773
Interest paid on bank accounts	3,656	-	3,656
Other expenses	677	474	1,415
Legal fees	-	552	860
Total Expenses	1,432,142	260,742	1,838,274
NET INVESTMENT INCOME	26,437	(3,386)	21,163
Net realised profit on sales of investments	5,276,833	1,041,749	6,899,462
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	5,276,833	1,041,749	6,899,462
Change in net unrealised result on investments	(282,605)	1,915	(279,622)
NET UNREALISED PROFIT / LOSS FOR THE YEAR	(282,605)	1,915	(279,622)

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	5,020,665	1,040,278	6,641,003
Proceeds from subscription of units	299,062,110	12,071,059	317,864,004
Payments for repurchase of units	(261,733,909)	(8,448,723)	(274,893,648)
	37,328,201	3,622,336	42,970,356
Dividends paid to the Unitholders (note 9)	(5,020,665)	(1,040,278)	(6,641,003)
Exchange movement	-	-	5,317,096
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	182,054,588	32,109,171	232,067,865

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Changes in Units Outstanding
for the year ended July 31, 2008

	U.S. Dollar Money Market Fund	EURO Money Market Fund
Number of units at the beginning of the year	14,472,638,742	2,848,683,545
Number of units issued	29,906,210,891	1,207,105,840
Number of units repurchased	(26,173,390,862)	(844,872,261)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>18,205,458,771</u>	<u>3,210,917,124</u>

Statistical information

		July 31, 2008	July 31, 2007	July 31, 2006
U.S. Dollar Money Market Fund (expressed in U.S. Dollar)	Total net assets at the end of the year	182,054,588	144,726,387	139,921,290
	Net asset value per unit	0.01	0.01	0.01
EURO Money Market Fund (expressed in Euro)	Total net assets at the end of the year	32,109,171	28,486,835	27,498,292
	Net asset value per unit	0.01	0.01	0.01

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Notes to the Financial Statements
for the year ended July 31, 2008****Note 1 - Organisation****THE TRUST**

Nomura Global Select Trust (the “Trust”), organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an open-ended mutual investment umbrella fund (“fonds commun de placement”), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a company incorporated on July 8, 1991 under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Trust are separated from those of the Management Company. The Trust has been established for an undetermined period.

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment (“UCI”) and is regulated by the provisions of Part II of the law of December 20, 2002 regarding undertakings for collective investment.

THE FUNDS

As of July 31, 2008, there exist two sub-funds (individually known as the “Fund”) under the Trust:

(i) U.S. Dollar Money Market Fund, denominated in U.S. Dollar, which has been created for an undetermined period:

The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The sub-fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily of U.S. Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

(ii) Euro Money Market Fund, denominated in Euro, which has been created for an undetermined period:

The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The sub-fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily Euro denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

INVESTMENTS

Money market instruments and other instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed

agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio investments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date. Interest income is recorded on the basis of interest accrued, premiums amortised and discounts earned.

Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on a weighted-average cost basis. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

The market value of securities as well as other assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing at the date of the statements of net assets. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the rate prevailing at the date of transaction.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars have been translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2008, the following exchange rate was used:

1 EURO = 1.5576010 USD

1 USD = 0.6420129 EURO

SUBSCRIPTION AND REPURCHASE OF UNITS

Subscription and repurchase requests may be made to the Management Company on any Dealing Day.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Custodian as of 6.00 p.m. Luxembourg time.

Note 3 - Management and Advisory Fees

The Management Company is entitled to a Management fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The Investment Adviser is entitled to advisory fees payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily Net Asset Values of each Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Custodian Fees

The Custodian shall be entitled to receive out of the assets of each Fund a custodian fee in accordance with usual practice in Luxembourg. Such fee is based on the total net assets of each Fund and is payable quarterly, in arrears.

Note 5 - Agent Company Fees

The Agent Company in Japan will charge the Trust a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

Note 7 - Accrued expenses

	U.S. Dollar Money Market Fund (in USD)	EURO Money Market Fund (in Euro)	Combined (in USD)
Agent company and distributor fees (Note 5, 6)	196,741	34,221	250,042
Management and advisory fees (Note 3)	73,205	12,733	93,038
Professional fees	25,898	4,347	32,669
Correspondent bank fees	23,967	2,412	27,724
Rating fees	-	13,604	21,190
Custodian fees (Note 4)	16,226	3,183	21,184
Administration fees	13,726	2,388	17,446
Out-of-pocket expenses	6,863	1,193	8,721
Subscription tax (Note 8)	6,020	1,092	7,721
Printing and publication fees	2,550	344	3,086
Legal fees	-	419	653
Total Accrued Expenses	365,196	75,936	483,474

Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective sub-fund.

During the year ended July 31, 2008, the U.S. Dollar Money Market Fund and Euro Money Market Fund paid dividends of USD 5,020,665 and EUR 1,040,278 respectively.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND
Statement of Investments at July 31, 2008
 (expressed in U.S. Dollar)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Fair Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET				
AUSTRALIA				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
10,000,000	RABOBANK NED AUST CP 24/09/08	9,954,880	9,961,325	5.47
8,000,000	WESTERN AUST TREAS CORP CP 08/08/08	7,951,030	7,996,274	4.39
7,000,000	COMMONWEALTH BANK AUST CP 11/08/08	6,969,266	6,995,122	3.84
7,000,000	TREAS CORP OF VICTORIA CP 22/10/08	6,955,738	6,960,549	3.82
5,000,000	ST GEORGE BANK CP 18/08/08	4,988,206	4,993,734	2.74
5,000,000	NATIONAL AUST BANK CP 21/08/08	4,966,115	4,992,634	2.74
5,000,000	BNP PARIBAS AUST CP 16/09/08	4,976,775	4,983,307	2.74
1,700,000	RABOBANK NEDERLAND CP 17/10/08	1,688,265	1,690,178	0.93
		48,450,275	48,573,123	26.67
CERTIFICATE OF DEPOSIT				
7,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 0% 22/08/08	6,984,963	6,989,814	3.84
5,000,000	SUMITOMO MITSUI BK CD 0% 10/09/08	4,977,481	4,985,233	2.74
2,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 0% 08/09/08	1,990,760	1,994,337	1.10
		13,953,204	13,969,384	7.68
	Country Total	62,403,479	62,542,507	34.35
FRANCE				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
7,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 25/09/08	6,952,913	6,971,850	3.83
2,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 09/10/08	1,986,295	1,989,721	1.09
	Country Total	8,939,208	8,961,571	4.92
GERMANY				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
7,000,000	LANDWIRT RENTENBK CP 14/11/08	6,942,126	6,950,595	3.82
5,000,000	TOYOTA LEASING GMBH CP 16/09/08	4,966,709	4,983,880	2.74
5,000,000	KFW CP 27/10/08	4,969,004	4,971,312	2.73
	Country Total	16,877,839	16,905,787	9.29
LUXEMBOURG				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
4,000,000	BCEE CP 09/10/08	3,972,085	3,979,064	2.19
3,000,000	BCEE CP 27/08/08	2,980,804	2,994,575	1.64
	Country Total	6,952,889	6,973,639	3.83

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Fair Value	in % of Net Assets
-----------------------------	-------------	------	------------	-----------------------

NETHERLANDS**(EURO) COMMERCIAL PAPER**

7,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 09/09/08	6,957,593	6,982,023	3.84
7,000,000	ING BANK NV CP 22/09/08	6,968,078	6,973,227	3.83
4,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 31/10/08	3,975,212	3,975,482	2.18
4,000,000	NEDERLAND WATERSCHAPS CP 09/12/08	3,953,790	3,960,737	2.18
2,000,000	NEDERLAND WATERSCHAPS CP 03/10/08	1,986,496	1,990,753	1.09
Country Total		23,841,169	23,882,222	13.12

UNITED KINGDOM**CERTIFICATE OF DEPOSIT**

8,000,000	BANK OF TOKYO MITSU CD 2.65% 29/8/8	8,000,000	8,000,000	4.39
5,000,000	BANK OF TOKYO MITS CD 2.76% 14/10/8	5,000,000	5,000,000	2.75
5,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 0% 26/08/08	4,977,455	4,990,909	2.74
2,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 0% 08/10/08	1,986,295	1,989,870	1.09
		19,963,750	19,980,779	10.97

(EURO) COMMERCIAL PAPER

5,000,000	CALYON CP 26/08/08	4,989,400	4,991,719	2.74
5,000,000	DEUTSCHE BANK AG CP 28/08/08	4,989,645	4,990,981	2.74
		9,979,045	9,982,700	5.48
Country Total		29,942,795	29,963,479	16.45

VENEZUELA**(EURO) COMMERCIAL PAPER**

2,000,000	CORP ANDINA DE FOMENTO CP 12/08/08	1,990,925	1,998,364	1.10
2,000,000	CORP ANDINA DE FOMENTO CP 12/09/08	1,985,639	1,993,444	1.09
Country Total		3,976,564	3,991,808	2.19

TOTAL

152,933,943	153,221,013	84.15
-------------	-------------	-------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND
Economic and Geographical Division of Investments
at July 31, 2008

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
AUSTRALIA	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	26.14
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	8.21
	34.35
FRANCE	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	4.92
	4.92
GERMANY	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	6.55
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	2.74
	9.29
LUXEMBOURG	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	3.83
	3.83
NETHERLANDS	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	13.12
	13.12
UNITED KINGDOM	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	13.71
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	2.74
	16.45
VENEZUELA	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	2.19
	2.19
TOTAL	84.15

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

EURO MONEY MARKET FUND

Statement of Investments at July 31, 2008

(expressed in Euro)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Fair Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET				
AUSTRALIA				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,500,000	ST GEORGE BANK CP 27/08/08	1,488,299	1,495,012	4.66
1,500,000	TORONTO DOMINION AUST CP 29/08/08	1,488,858	1,494,801	4.66
1,500,000	COMMONWEALTH BANK AUST CP 16/09/08	1,488,200	1,491,519	4.65
1,000,000	NATIONAL AUST BANK CP 09/09/08	988,806	995,255	3.10
1,000,000	AUST & NEW ZEALAND BK CP 27/10/08	987,902	988,803	3.08
500,000	EXPORT FINANCE AND INS CP 01/12/08	488,887	491,882	1.53
	Country Total	6,930,952	6,957,272	21.68
CYPRUS				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,500,000	BMW MALTA FINANCE CP 07/08/08	1,495,941	1,498,892	4.67
	Country Total	1,495,941	1,498,892	4.67
FRANCE				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,500,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 21/08/08	1,483,696	1,496,456	4.66
1,000,000	SOCIETE GENERALE CP 18/08/08	996,200	997,916	3.11
		2,479,896	2,494,372	7.77
CERTIFICATE OF DEPOSIT				
1,000,000	DEXIA CREDIT LOCAL CD 0% 11/08/08	996,666	998,765	3.11
1,000,000	BNP PARIBAS CD 0% 25/09/08	992,089	992,982	3.09
		1,988,755	1,991,747	6.20
	Country Total	4,468,651	4,486,119	13.97
GERMANY				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,500,000	TOYOTA LEASING GMBH CP 14/11/08	1,477,287	1,480,611	4.61
	Country Total	1,477,287	1,480,611	4.61
IRELAND				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,000,000	CATERPILLAR INT FIN LTD CP 26/08/08	991,954	996,755	3.10
1,000,000	GE CAP EURO FUNDING CP 28/10/08	988,007	988,528	3.08
	Country Total	1,979,961	1,985,283	6.18

Statement of Investments (continued)

Quantity / Nominal Value	Description	Cost	Fair Value	in % of Net Assets
LUXEMBOURG				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,000,000	BCEE CP 07/10/08	988,306	991,484	3.09
	Country Total	988,306	991,484	3.09
NETHERLANDS				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
2,000,000	SIEMENS FINANCIERING CP 26/08/08	1,991,911	1,994,052	6.21
1,500,000	UNILEVER FINANCE INTL CP 11/08/08	1,494,249	1,498,203	4.67
1,500,000	NEDERLAND WATERSCHAPS CP 10/10/08	1,482,871	1,486,967	4.63
1,000,000	ING BANK NV CP 29/09/08	991,911	992,425	3.09
1,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 17/10/08	988,481	990,359	3.08
	Country Total	6,949,423	6,962,006	21.68
UNITED KINGDOM				
CERTIFICATE OF DEPOSIT				
1,500,000	BANK OF TOKYO MITSU CD 4.41% 18/8/8	1,500,000	1,500,000	4.67
1,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 0% 22/09/08	992,021	993,308	3.09
	Country Total	2,492,021	2,493,308	7.76
VENEZUELA				
(EURO) COMMERCIAL PAPER				
1,000,000	CORP ANDINA DE FOMENTO CP 08/09/08	992,221	995,308	3.10
	Country Total	992,221	995,308	3.10
	TOTAL	27,774,763	27,850,283	86.74

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

EURO MONEY MARKET FUND
Economic and Geographical Division of Investments
at July 31, 2008

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
AUSTRALIA	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	20.15
INSURANCES	1.53
	21.68
CYPRUS	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	4.67
	4.67
FRANCE	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	7.77
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	6.20
	13.97
GERMANY	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	4.61
	4.61
IRELAND	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	6.18
	6.18
LUXEMBOURG	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	3.09
	3.09
NETHERLANDS	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	13.96
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	7.72
	21.68
UNITED KINGDOM	
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	7.76
	7.76
VENEZUELA	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	3.10
	3.10
TOTAL	86.74

(2) 【2007年7月31日終了年度】

①【貸借対照表】

純資産計算書

2007年7月31日現在

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		連結	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	107,999,144	10,318,238	24,590,489	3,030,040	141,711,475	13,539,114
現金預金	99,541	9,510	16,786	2,068	122,554	11,709
定期預金	37,000,000	3,534,980	3,960,000	487,951	42,428,962	4,053,663
未収収益	77,880	7,441	—	—	77,880	7,441
前払費用	14,956	1,429	—	—	14,956	1,429
預金利息	5,488	524	447	55	6,100	583
資産合計	145,197,009	13,872,122	28,567,722	3,520,115	184,361,927	17,613,939
負債						
未払費用（注7）	404,120	38,610	79,252	9,765	512,770	48,990
受益者への未払分配金	66,502	6,354	1,635	201	68,744	6,568
負債合計	470,622	44,963	80,887	9,967	581,514	55,558
純資産総額	144,726,387	13,827,159	28,486,835	3,510,148	183,780,413	17,558,381
発行済受益証券数	14,472,638,742 口		2,848,683,545 口			
1口当り純資産価格	0.01米ドル		0.96円	0.01ユーロ	1.23円	

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2007年7月31日に終了した年度

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		連結	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首純資産	139,921,290	13,368,080	27,498,292	3,388,340	175,018,742	16,721,291
収益						
短期金融商品利息	493,807	47,178	—	—	493,807	47,178
定期預金利息	336,058	32,107	162,756	20,055	559,188	53,425
預金利息	2,173	208	447	55	2,786	266
収益合計	832,038	79,493	163,203	20,110	1,055,781	100,869
費用						
代行協会員および販売 会社報酬（注5、6）	670,567	64,066	119,550	14,731	834,464	79,725
管理報酬および投資顧 問報酬（注3）	249,510	23,838	44,481	5,481	310,491	29,664
海外登録費用	143,999	13,758	22,800	2,809	175,257	16,744
保管報酬（注4）	56,934	5,439	11,233	1,384	72,334	6,911
コルレス銀行報酬	47,112	4,501	11,700	1,442	63,152	6,034
管理事務および名義書 換代行報酬	46,783	4,470	8,341	1,028	58,218	5,562
専門家報酬	31,615	3,020	5,280	651	38,854	3,712
格付費用	23,500	2,245	17,584	2,167	47,607	4,548
現金支出費	23,391	2,235	4,169	514	29,106	2,781
年次税（注8）	15,820	1,511	2,767	341	19,613	1,874
預金口座に係る支払利 息	3,515	336	743	92	4,534	433
印刷費・公告費	2,668	255	461	57	3,300	315
法務報酬	1,167	111	589	73	1,974	189
その他の費用	676	65	177	22	919	88
費用合計	1,317,257	125,851	249,875	30,790	1,659,823	158,579
純投資損失	(485,219)	(46,358)	(86,672)	(10,680)	(604,042)	(57,710)

投資有価証券売却実現純利益	7,517,994	718,269	818,072	100,803	8,639,530	825,421
当期実現純利益	7,517,994	718,269	818,072	100,803	8,639,530	825,421
投資有価証券未実現純損益の変動	24,578	2,348	29,086	3,584	64,453	6,158
当期末実現純利益	24,578	2,348	29,086	3,584	64,453	6,158
運用の結果による純資産の増加	7,057,353	674,260	760,486	93,707	8,099,941	773,868
受益証券の発行手取金	436,529,802	41,706,057	5,928,171	730,469	444,657,028	42,482,532
受益証券の買戻支払額	(431,724,705)	(41,246,978)	(4,939,628)	(608,661)	(438,496,688)	(41,893,974)
	4,805,097	459,079	988,543	121,808	6,160,340	588,559
受益者に支払われた分配金（注9）	(7,057,353)	(674,260)	(760,486)	(93,707)	(8,099,941)	(773,868)
為替相場の変動	—	—	—	—	2,601,331	248,531
期末純資産	144,726,387	13,827,159	28,486,835	3,510,148	183,780,413	17,558,381

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

財務書類に対する注記

2007年7月31日に終了した年度

注1－機構

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（"fonds commun de placement"）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（「トラスト」）は、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて1991年7月8日に設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される。トラストの資産は、管理会社の資産から区分されている。トラストの存続期間は無期限である。

トラストは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（"UCITS"）として適格性を有しており、投資信託に関する2002年12月20日法のパートIIの規定によって規制されている。

ファンド

2007年7月31日現在、当トラストには以下の二つのサブ・ファンド（個々を「ファンド」という。）が存在する。

(i) 無期限で設定されている、米ドル建てのU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することにある。サブ・ファンドは、主として高い信用格付けと流動性を有する米ドル建ての短期金融商品からなる分散ポートフォリオに投資することにより、この投資目的の達成を図る。

(ii) 無期限で設定されている、ユーロ建てのユーロ・マネー・マーケット・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することにある。サブ・ファンドは、主として高い信用格付けと流動性を有するユーロ建ての短期金融商品からなる分散ポートフォリオに投資することにより、この投資目的の達成を図る。

注2－重要な会計方針

トラストは、当該通貨で個々のファンドの帳簿および記録を記帳し、米ドルで連結財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額および償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってもしくは指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによって各ファンドの発行済受益証券数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない）、売買益もしくは損失を実現するために満期前のポートフォリオ証券の売却、または平均ポートフォリオ満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いて1口当り純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生利息、プレミアムの償却および稼得ディスカウントに基づいて計上される。

組入証券の売却実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。支払いが滞ったり投資顧問会社が支払いに問題があると判断する場合には、トラストは収益を獲得しない。

外貨換算

それぞれのファンドの基準通貨以外の通貨建て資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨建てでない収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建ての連結財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建て各ファンドの計算書は、期末日現在の実勢為替レートで換算されている。

2007年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1 ユーロ＝1.370950米ドル

1 米ドル＝0.729421ユーロ

受益証券の購入および買戻し

購入および買戻し請求は、取引日に管理会社に対して行われる。

純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての証券およびその他の資産を合計し当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の総口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後6時現在に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために管理会社によって任命されている。

注3－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の管理報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資顧問報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注4－保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、各ファンドの資産から保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各ファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われる。

注5－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬をトラストに請求し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

注6－販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券に起因する当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

注７－未払費用

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド	連結
	(米ドル)	(ユーロ)	(米ドル)
代行協会員および販売会社報酬 (注５，６)	166,884	30,390	208,547
管理報酬および投資顧問報酬 (注３)	62,095	11,307	77,596
専門家報酬	26,855	4,671	33,259
コルレス銀行報酬	24,613	1,935	27,266
保管報酬（注４）	14,143	2,827	18,019
管理事務代行報酬	11,643	2,120	14,549
現金支出費	5,821	1,060	7,274
年次税（注８）	5,147	940	6,436
印刷費・公告費	2,660	342	3,129
海外登録費用	84,259	23,616	116,635
その他の費用	—	44	60
未払費用合計	404,120	79,252	512,770

注８－税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産額に対して四半期毎に計算し支払う年率0.01%の資本税を課される。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に指定された金額で受益証券１口当り純資産価格を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で要求される投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回るような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該サブ・ファンドに帰属する。

2007年７月31日に終了した年度中に、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ7,057,353米ドルおよび760,486ユーロの分配金を支払った。

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Statement of Net Assets
at July 31, 2007

	U.S. Dollar Money Market Fund (in USD)	EURO Money Market Fund (in Euro)	Combined (in USD)
ASSETS			
Investments at market value (note 2)	107,999,144	24,590,489	141,711,475
Cash at bank	99,541	16,786	122,554
Term deposits	37,000,000	3,960,000	42,428,962
Accrued income	77,880	--	77,880
Prepaid expenses	14,956	--	14,956
Interest on deposits	5,488	447	6,100
Total Assets	145,197,009	28,567,722	184,361,927
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 7)	404,120	79,252	512,770
Dividend payable to unitholders	66,502	1,635	68,744
Total Liabilities	470,622	80,887	581,514
TOTAL NET ASSETS	144,726,387	28,486,835	183,780,413
NUMBER OF UNITS OUTSTANDING	14,472,638,742	2,848,683,545	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended July 31, 2007

	U.S. Dollar Money Market Fund (in USD)	EURO Money Market Fund (in Euro)	Combined (in USD)
Net assets at the beginning of the year	139,921,290	27,498,292	175,018,742
INCOME			
Interest on money market instruments	493,807	--	493,807
Interest on time deposits	336,058	162,756	559,188
Interest on bank account	2,173	447	2,786
Total Income	832,038	163,203	1,055,781
EXPENSES			
Agent company and distributor fees (note 5, note 6)	670,567	119,550	834,464
Management and advisory fees (note 3)	249,510	44,481	310,491
Overseas registration fees	143,999	22,800	175,257
Custodian fees (note 4)	56,934	11,233	72,334
Correspondent bank fees	47,112	11,700	63,152
Administrative and transfer agent fees	46,783	8,341	58,218
Professional fees	31,615	5,280	38,854
Rating fees	23,500	17,584	47,607
Out of pocket expenses	23,391	4,169	29,106
Subscription tax (note 8)	15,820	2,767	19,613
Interest paid on bank account	3,515	743	4,534
Printing and publication fees	2,668	461	3,300
Legal fees	1,167	589	1,974
Other expenses	676	177	919
Total Expenses	1,317,257	249,875	1,659,823
NET INVESTMENT LOSS	(485,219)	(86,672)	(604,042)
Net realised profit on sales of investments	7,517,994	818,072	8,639,530
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	7,517,994	818,072	8,639,530

Change in net unrealised result on investments	24,578	29,086	64,453
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	24,578	29,086	64,453
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	7,057,353	760,486	8,099,941
Proceeds from subscription of units	436,529,802	5,928,171	444,657,028
Payments for repurchase of units	(431,724,705)	(4,939,628)	(438,496,688)
	4,805,097	988,543	6,160,340
Dividends paid to the Unitholders (note 9)	(7,057,353)	(760,486)	(8,099,941)
Exchange movement	--	--	2,601,331
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	144,726,387	28,486,835	183,780,413

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Notes to the Financial Statements
for the year ended July 31, 2007****Note 1 - Organisation****THE TRUST**

Nomura Global Select Trust (the “Trust”), organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an open-ended mutual investment umbrella fund (“fonds commun de placement”), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a company incorporated on July 8, 1991 under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Trust are separate from those of the Management Company. The Trust has been established for an undetermined period.

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment in transferable securities (“UCITS”) and is regulated by the provisions of Part II of the law of December 20, 2002 regarding undertakings for collective investment.

THE FUNDS

As of July 31, 2007, there exist two sub-funds (individually known as the “Fund”) under the Trust:

(i) U.S. Dollar Money Market Fund, denominated in U.S. Dollar, which has been created for an undetermined period:

The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The sub-fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily of U.S. Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

(ii) Euro Money Market Fund, denominated in Euro, which has been created for an undetermined period:

The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The sub-fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily Euro denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Money market instruments and other instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of

the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio investments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date. Interest income is recorded on the basis of interest accrued, premiums amortised and discounts earned.

Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on a weighted-average cost basis. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

The market value of securities as well as other assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing at the date of the statements of net assets. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the rate prevailing at the date of transaction.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars have been translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2007, the following exchange rate was used:

1 EURO = 1.370950 USD

1 USD = 0.729421 EURO

SUBSCRIPTION AND REPURCHASE OF UNITS

Subscription and repurchase requests may be made to the Management Company on any Dealing Day.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all securities and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Custodian as of 6.00 p.m. Luxembourg time.

Note 3 - Management and Advisory Fees

The Management Company is entitled to a Management fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The Investment Adviser is entitled to advisory fees payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily Net Asset Values of each Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Custodian Fees

The Custodian shall be entitled to receive out of the assets of each Fund a custodian fee in accordance with usual practice in Luxembourg. Such fee is based on the total net assets of each Fund and is payable quarterly, in arrears.

Note 5 - Agent Company Fees

The Agent Company in Japan will charge the Trust a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

Note 7 - Accrued expenses

	U.S. Dollar Money Market Fund (in USD)	EURO Money Market Fund (in Euro)	Combined (in USD)
Agent company and distributor fees (Note 5, 6)	166,884	30,390	208,547
Management and advisory fees (Note 3)	62,095	11,307	77,596
Professional fees	26,855	4,671	33,259
Correspondent bank fees	24,613	1,935	27,266
Custodian fees (Note 4)	14,143	2,827	18,019
Administration fees	11,643	2,120	14,549
Out-of-pocket expenses	5,821	1,060	7,274
Subscription tax (Note 8)	5,147	940	6,436
Printing and publication fees	2,660	342	3,129
Overseas registration fees	84,259	23,616	116,635
Other expenses	--	44	60
Total Accrued expenses	404,120	79,252	512,770

Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective sub-fund.

During the year ended July 31, 2007, the U.S. Dollar Money Market Fund and Euro Money Market Fund paid dividends of US 7,057,353 and EUR 760,486 respectively.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2008年11月末日現在)

	米ドル	千円 (1口当り純資産価格を除く)
I. 資産総額	206,758,153	19,753,674
II. 負債総額	219,432	20,965
III. 純資産総額 (I - II)	206,538,721	19,732,709
IV. 発行済口数	20,653,872,084口	
V. 1口当り純資産価格 (III/IV)	0.01米ドル	0.96円

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

(2008年11月末日現在)

	ユーロ	千円 (1口当り純資産価格を除く)
I. 資産総額	34,358,855	4,233,698
II. 負債総額	41,436	5,106
III. 純資産総額 (I - II)	34,317,419	4,228,592
IV. 発行済口数	3,431,741,872口	
V. 1口当り純資産価格 (III/IV)	0.01ユーロ	1.23円

第5【販売及び買戻しの実績】

各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	38,716,750,089 (36,716,750,089)	21,252,302,260 (19,252,302,260)	17,464,447,829 (17,464,447,829)
第2会計年度	37,221,539,764 (37,221,539,764)	26,695,903,039 (26,695,903,039)	27,990,084,554 (27,990,084,554)
第3会計年度	27,606,665,078 (27,606,665,078)	37,689,506,828 (37,689,506,828)	17,907,242,804 (17,907,242,804)
第4会計年度	21,604,048,929 (21,604,048,929)	26,785,509,191 (26,785,509,191)	12,725,782,542 (12,725,782,542)
第5会計年度	26,626,630,937 (26,626,630,937)	25,902,308,154 (25,902,308,154)	13,450,105,325 (13,450,105,325)
第6会計年度	22,431,944,168 (22,431,944,168)	21,040,365,667 (21,040,365,667)	14,841,683,826 (14,841,683,826)
第7会計年度	19,053,097,527 (19,053,097,527)	19,398,788,996 (19,398,788,996)	14,495,992,357 (14,495,992,357)
第8会計年度	21,430,472,308 (21,430,472,308)	21,934,335,624 (21,934,335,624)	13,992,129,041 (13,992,129,041)
第9会計年度	43,652,980,205 (43,652,980,205)	43,172,470,504 (43,172,470,504)	14,472,638,742 (14,472,638,742)
第10会計年度	29,906,210,891 (29,906,210,891)	26,173,390,862 (26,173,390,862)	18,205,458,771 (18,205,458,771)

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,179,577,097 (4,179,577,097)	1,552,765,952 (1,552,765,952)	2,626,811,145 (2,626,811,145)
第2会計年度	383,526,447 (383,526,447)	363,239,375 (363,239,375)	2,647,098,217 (2,647,098,217)
第3会計年度	315,440,934 (315,440,934)	219,422,953 (219,422,953)	2,743,116,198 (2,743,116,198)
第4会計年度	306,291,844 (306,291,844)	299,578,852 (299,578,852)	2,749,829,190 (2,749,829,190)
第5会計年度	592,817,136 (592,817,136)	493,962,781 (493,962,781)	2,848,683,545 (2,848,683,545)
第6会計年度	1,207,105,840 (1,207,105,840)	844,872,261 (844,872,261)	3,210,917,124 (3,210,917,124)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の口数には当初募集の数が含まれます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,621万円）で、2008年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約308万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名および秘書役1名を選出することができ、秘書役は取締役であることを要しません。さらに管理会社の業務運営および経営に必要と見做される場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理権を証明することのできる書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役はまた、投票権を証明することのできる書簡もしくはファックスまたはその他の手段により、書面で投票することができます。取締役は、当該取締役の身元確認および会議の審議が継続的に参加者に再送され会議への有効な参加を認めることができる電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段により、取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議が記載され、全取締役が署名した一または複数の文書で構成することができます。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

(提出日現在)

氏名	役職名	略歴
松本 晃一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プリュッセン法律事務所、パートナー
松橋 朋也	取締役	野村證券株式会社、投信・保険業務部 次長
アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの須藤光一氏が管理会社のジェネラル・マネジャーとして、任命されています。その他ファンドに関する管理会社の従業員はおりません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行います。管理会社は、ファンド資産の投資顧問業務をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、またトラスト資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務および所在地事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2008年11月末日現在97本の投資信託の管理・運用を行っています。

なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。また純資産総額は、別段の記載がない限り、2008年11月末日現在の数値です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・ファンド数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,698,546,653.13米ドル
		2	449,951,090.38ユーロ
		1	2,642,857,564.34豪ドル
		1	153,681,421.96カナダ・ドル
		1	1,041,248,834.38ニュージーランド・ドル
		1	121,959,850.13英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	2,695,300,599.72米ドル
		7	120,738,522.97ユーロ
		3	31,397,502.66英ポンド
		5	969,668,949.04ニュージーランド・ドル
		7	14,729,408,529円
		4	51,804,001.35カナダ・ドル
		8	2,585,903,900.18豪ドル
ケイマン諸島	その他	21	88,624,488,687円
		1	91,504,137.07豪ドル
		15	493,798,673.93米ドル
		1	35,794,849.42ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーnst・アンド・ヤングの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領しています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2008年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2008年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2008年３月31日		2007年３月31日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	896,216	110,432	1,049,221	129,285
流動資産				
１年以内期限到来未収債権	185,876	22,904	255,722	31,510
現金預金	12,344,496	1,521,089	10,930,849	1,346,899
資産合計	13,426,588	1,654,424	12,235,792	1,507,694
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	46,208	375,000	46,208
法定準備金（注５）	37,500	4,621	37,500	4,621
その他の準備金（注５）	1,147,000	141,333	917,000	112,993
繰越利益（注５）	9,822,150	1,210,285	8,165,118	1,006,106
当期利益	1,943,453	239,472	1,887,032	232,520
	13,325,103	1,641,919	11,381,650	1,402,447
債務引当金				
納税引当金（注６）	86,485	10,657	838,042	103,264
未払費用（注７）	15,000	1,848	16,100	1,984
負債合計	13,426,588	1,654,424	12,235,792	1,507,694

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2008年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2008年３月31日終了年度		2007年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用	35,929	4,427	35,828	4,415
金融資産の評価調整（注３）	138,237	17,034	69,149	8,521
金融資産売却実現損失	—	—	7,228	891
所得税（注６）	384,605	47,391	795,005	97,961
当期利益	1,943,453	239,472	1,887,032	232,520
費用合計	2,502,224	308,324	2,794,242	344,306
収益				
純売上高（注１）	1,607,933	198,130	2,325,634	286,565
その他の利息および類似収益	436,569	53,794	283,926	34,985
純為替差益（注８）	93,817	11,560	62,415	7,691
金融資産売却実現利益	213,644	26,325	—	—
金融資産からの収益（注９）	146,459	18,047	122,267	15,066
その他の収益	3,802	468	—	—
収益合計	2,502,224	308,324	2,794,242	344,306

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2008年3月31日に終了した年度

注1 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主たる活動は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスECIA 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。

為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち低価な方もしくは高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取引日の取得価額で記帳される。期末現在で金融資産は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収が危険にさらされる場合には、評価調整が課される。評価調整を行う理由が当てはまらなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払費用

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に記帳される。受取利息は、発生主義に基づいて記帳される。

先渡為替契約

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

	2008年３月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,266,875
期中取得額	50,574
期中処分額	(68,321)
期末現在	1,249,128
評価調整	
期首現在	(217,654)
期中評価調整	(138,237)
為替の影響	2,979
期末現在	(352,912)
期末純評価額	896,216
期末市場価格	935,432

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越利益

期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2007年３月31日現在残高	37,500	917,000	8,165,118
前期の利益	—	—	1,887,032
利益処分	—	230,000	(230,000)
2008年３月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当期の法人所得税を上回らない金額まで当年度の資産税を減額する権利を有する。

上記を享受するために、当社は、控除される資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を分配する場合には、税控除額は分配された年度中に期限が到来する。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」の科目の下で維持することに決定した。

2008年３月31日現在、分配不能準備金は、2000年から2007年までの年度に控除された資産税の少なくとも５倍を表す金額であ

る1,147,000ユーロになっている。

2008年に、資産税は0ユーロに減額された。年次株主総会による承認後、305,000ユーロが、2008年の資産税額の少なくとも5倍に相当する金額を補填するために制限的準備金に割当てられることになっている。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出ていない財務期間に関して当社が見積もった税金債務（既に支払われた前払金を控除した額）に相当する。

注7－未払費用

未払費用は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬から構成されている。

注8－純為替差益

	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2007年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益	90,838	61,420
派生商品および為替契約に係る未実現利益（注11）	2,979	995
	<u>93,817</u>	<u>62,415</u>

注9－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下を構成している。

	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2007年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受領配当金	<u>146,459</u>	<u>122,267</u>

注10－スタッフ

当社には、2008年および2007年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－先渡為替契約

貸借対照表日現在、未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日－月－年)	未実現利益 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	596,579	米ドル	933,945	30－06－08	2,773
ユーロ	115,178	日本円	17,783,520	30－06－08	1,201
					<u>3,974</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の93%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。株式の残り7%の所有は、個人投資家が保有している。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2008年3月31日に終了した事業年度に436,569ユーロの利息が生じた（2007年：283,926ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2008
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2008</i>	<i>March 31, 2007</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	896,216	1,049,221
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	185,876	255,722
Cash at banks	12,344,496	10,930,849
Total assets	13,426,588	12,235,792
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,147,000	917,000
Profit brought forward (note 5)	9,822,150	8,165,118
Profit for the financial year	1,943,453	1,887,032
	13,325,103	11,381,650
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	86,485	838,042
ACCRUALS (note 7)	15,000	16,100
Total liabilities	13,426,588	12,235,792

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2008
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2008</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2007</i>
CHARGES		
Other operating charges	35,929	35,828
Value adjustment in respect of financial assets (note 3)	138,237	69,149
Realised loss on sales of financial assets	—	7,228
Income taxes (note 6)	384,605	795,005
Profit for the financial year	<u>1,943,453</u>	<u>1,887,032</u>
Total charges	<u>2,502,224</u>	<u>2,794,242</u>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,607,933	2,325,634
Other interest and similar income	436,569	283,926
Net exchange gain (note 8)	93,817	62,415
Realised gain on sales of financial assets	213,644	—
Income from financial assets (note 9)	146,459	122,267
Other income	<u>3,802</u>	<u>—</u>
Total income	<u>2,502,224</u>	<u>2,794,242</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2008

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as Net turnover.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 - Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustment are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividend is recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in financial assets are summarised as follows:

March 31, 2008

EUR

Acquisition cost

at the beginning of the year	1,266,875
acquisitions during the year	50,574
disposals during the year	(68,321)
at the end of the year	1,249,128

Value adjustments

at the beginning of the year	(217,654)
value adjustments for the year	(138,237)
foreign exchange impact	2,979
at the end of the year	(352,912)

Net value at the end of the year	896,216
----------------------------------	---------

Market value at the end of the year	935,432
-------------------------------------	---------

Note 4 - Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of 25,000 Euro each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR
Balance as at March 31, 2007	37,500	917,000	8,165,118
Previous year 's profit	—	—	1,887,032
Appropriation of profit	—	230,000	(230,000)
Balance as at March 31, 2008	37,500	1,147,000	9,822,150

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2008, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,147,000 representing at least five times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2007.

In 2008, the net worth tax was reduced to a nil amount. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 will be allocated to restricted reserves in order to cover at least five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. Provision for taxation correspond to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advance already paid out.

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable.

Note 8 - Net Exchange Gain

	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2007 EUR</i>
Realised gain on derivative instruments and foreign currencies contracts	90,838	61,420
Unrealised gain on derivative instruments and foreign currencies contracts (note 11)	2,979	995
	<u>93,817</u>	<u>62,415</u>

Note 9 - Income from Financial Assets

Income from financial assets comprise of:

	<i>Year Ended March 31, 2008 EUR</i>	<i>Year Ended March 31, 2007 EUR</i>
Dividend received	146,459	122,267

Note 10 - Staff

The Company did not have any employees during the financial year 2008 and 2007.

Note 11 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Gain in EUR
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS HELD FOR HEDGING					
EUR	596,579	USD	933,945	30-Jun-08	2,773
EUR	115,178	JPY	17,783,520	30-Jun-08	1,201
					<u>3,974</u>

Note 12 - Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 93% of the ordinary shares. The remaining 7% of the shares are privately held. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded an interest of EUR 436,569 for the year ended March 31, 2008 (2007: 283,926). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2008年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2008年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2008年9月30日		2007年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	893,294	110,072	1,018,136	125,455
流動資産				
1年以内期限到来未収債権	235,040	28,962	202,523	24,955
現金預金	12,783,739	1,575,212	11,679,112	1,439,100
納税引当金（注6）	64,334	7,927	—	—
未収収益	1,159	143	1,233	152
	<u>13,977,566</u>	<u>1,722,316</u>	<u>12,901,004</u>	<u>1,589,662</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	46,208	375,000	46,208
法定準備金（注5）	37,500	4,621	37,500	4,621
その他の準備金（注5）	1,363,000	167,949	1,439,000	177,314
繰越利益（注5）	11,549,603	1,423,142	9,530,150	1,174,305
当期利益	637,463	78,548	1,131,521	139,426
	<u>13,962,566</u>	<u>1,720,467</u>	<u>12,513,171</u>	<u>1,541,873</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	387,833	47,789
未払費用（注7）	15,000	1,848	—	—
	<u>13,977,566</u>	<u>1,722,316</u>	<u>12,901,004</u>	<u>1,589,662</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2008年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2008年9月30日終了期間		2007年9月30日終了期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他の営業費用	14,410	1,776	14,693	1,810
金融資産の評価調整／（戻入） （注3）	13,711	1,689	48,233	5,943
金融資産売却実現損失	457	56	—	—
純為替差損（注8）	36,343	4,478	—	—
所得税（注6）	296,858	36,579	220,553	27,177
当期利益	637,463	78,548	1,131,521	139,426
費用合計	999,242	123,127	1,415,000	174,356
収益				
純売上高（注1）	728,883	89,813	889,085	109,553
その他の利息および類似収益	244,014	30,067	209,036	25,757
金融資産売却実現利益	—	—	223,687	27,563
金融資産からの収益（注9）	26,345	3,246	53,839	6,634
純為替差益（注8）	—	—	39,353	4,849
収益合計	999,242	123,127	1,415,000	174,356

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2008年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。管理会社の目的は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟である。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2－重要な会計方針

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令および取締役会により適用された以下の重要な会計方針に準拠して作成されている。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日に適用される為替レートによりユーロに換算される。

貸借対照表日現在における資産および負債は、以下のように換算される。

- － ユーロ以外の通貨建の資産はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、低価な方を用いて個別に評価される。
- － ユーロ以外の通貨建の負債はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、高価な方を用いて個別に評価される。

従って、未実現為替差損に加えて実現為替差損益のみが、損益計算書に反映されている。

金融資産

金融資産は取得価額で計上されている。期末現在で金融資産および投資有価証券は、取得価額または現在の時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で計算される。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未収収益

当該資産科目には、次期事業期間中に受領されるが今期事業期間に関連する収益が含まれている。

未払費用

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

先渡為替契約

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減は、以下のように要約される。

(ユーロ)

取得価額

期首現在	1,249,128
期中取得額	36,974
期中処分額	(7,912)
期末現在	1,278,190

評価調整

期首現在	(352,912)
期中評価調整	(13,712)
為替の影響	(18,272)
期末現在	(384,896)
期末純評価額	893,294

2008年9月30日現在市場価額	907,592
------------------	---------

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。

注５－準備金および繰越利益

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2007年3月31日現在残高	37,500	917,000	8,165,118
前年度の利益	—	—	1,887,032
利益処分	—	230,000	(230,000)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
年度末後再配分			
前期の利益	—	—	1,943,453
利益処分	—	216,000	(216,000)
2008年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

2002年1月1日まで、ルクセンブルグの税法は、別途積立金はその年の資産税額の５倍に相当する金額に設定されるという条件で資産税相当額の法人所得税の減税を規定していた。５年間分配されなかったこの積立金は、その他準備金として開示され、当期純利益の任意積立金からその他準備金へ割当てることができた。2002年1月1日から、この減税額は、これら条件が満たされるならば、資産税から差し引かれることになる。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。

注７－未払費用

未払費用は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬から構成されている。

注８－純為替差（損）益

	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2007年9月30日 終了期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現（損）益	(18,071)	38,599
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益	(18,272)	754
	<u>(36,343)</u>	<u>39,353</u>

注9－金融資産からの収益

	2008年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2007年9月30日 終了期間 (ユーロ)
受領配当金	26,345	53,839
	<u>26,345</u>	<u>53,839</u>

注10－スタッフ

当社には、2008年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11－未決済先渡為替契約

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日－月－年)	未実現（損）益 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される先渡為替契約					
ユーロ	637,528	米ドル	933,182	30－12－08	(11,344)
ユーロ	95,229	日本円	14,551,980	30－12－08	(2,954)
					<u>(14,298)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2008年9月30日に終了した期間に244,014ユーロの利息が生じた（2007年：209,036ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii)適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」） (Nomura Asset Management U.K.Limited)

(1) 資本金の額

2008年11月末日現在、4,744,391英ポンド（約6億9,799万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成20年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝147.12円）によります。

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（以下「NAM UK」といいます。）は、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に英国法に基づき設立されました。同社は、その後、1987年12月に名称をノムラ・キャピタル・マネジメントU. K. リミテッドに変更しました。同社の名称は、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編の一環としてなされたノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとの合併によって現在の名称に変更され、同社は、投資家、機関投資家その他の団体に対して、証券取引、短期金融商品その他に対する投資に関する助言・運用業務を提供しています。

NAM UKは、野村アセットマネジメント株式会社の完全子会社であり、運用資産および運用する投資信託財産の面で日本最大の会社である親会社から投資情報を受けています。

NAM UKは、英国金融庁による監督を受けています。

2. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務および所在地事務代行会社」） (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2008年11月末日現在、2,800万ユーロ（34億5,016万円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）（注3）

(1) 資本金の額

2008年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2008年11月末日現在、日本国内に169の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

4. 高木証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）

(1) 資本金の額

2008年11月末日現在、11,069百万円

(2) 事業の内容

1918年11月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

5. 中央証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）

(1) 資本金の額

2008年11月末日現在、4,374百万円

(2) 事業の内容

1981年10月に小布施証券株式会社と鳥海証券株式会社が合併したことにより発足し、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

6. 三菱UFJ証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）**(1) 資本金の額**

2008年9月末日現在、65,518百万円

(2) 事業の内容

2005年10月に三菱証券株式会社とUFJつばさ証券株式会社が合併したことにより発足し、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

7. コスモ証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、135億円

(2) 事業の内容

1917年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

8. 丸三証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、10,000百万円

(2) 事業の内容

1933年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

9. S M B Cフレンド証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、272億70百万円

(2) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

10. いちよし証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、14,577百万円

(2) 事業の内容

1944年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

11. 藍澤證券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

1933年10月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

12. 丸八証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、3,251百万円

(2) 事業の内容

1944年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、4,750百万円

(2) 事業の内容

1999年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

14. そしあす証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）**(1) 資本金の額**

2008年11月末日現在、4,727百万円

(2) 事業の内容

1947年8月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

15. 株式会社SBI証券（日本における「販売会社」）（注2）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、479億3,792万円

（2）事業の内容

1999年4月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

16. 前田証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、2,198百万円

（2）事業の内容

1944年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

17. エース証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、8,831百万円

（2）事業の内容

1931年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

18. 二浪証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、100,000,000円

（2）事業の内容

1944年9月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

19. 日本インベスターズ証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）（注4）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、1,550百万円

（2）事業の内容

1998年4月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

20. 日本アジア証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、40億円

（2）事業の内容

1903年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

21. インヴァスト証券株式会社（日本における「販売会社」）（注2）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、5,965百万円

（2）事業の内容

1980年8月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

22. スパークス証券株式会社（日本における「販売会社」）（注1）

（1）資本金の額

2008年11月末日現在、1.65億円

（2）事業の内容

1998年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

（注1）U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売会社

（注2）U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンドの販売会社

（注3）野村證券株式会社における申込みの取扱い、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申

込みをする投資家に限ります。

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）

(Nomura Asset Management U.K.Limited)

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

2. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務および所在地事務代行会社」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換事務・支払・管理事務および所在地事務代行業務（純資産価額の計算を含みます。）等を行います。

3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、代行協会員業務および販売業務を行います。

4. 高木証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

5. 中央証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

6. 三菱UFJ証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

7. コスモ証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

8. 丸三証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

9. S M B Cフレンド証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

10. いちよし証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

11. 藍澤證券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

12. 丸八証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

14. そしあす証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

15. SBI証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

16. 前田証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

17. エース証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

18. 二浪証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

19. 日本インベスターズ証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

20. 日本アジア証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

21. インヴァスト証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

22. スパークス証券株式会社（日本における「販売会社」）

ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社の株式の全株を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パートIファンド	2002年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85/611/E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入）一かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2002年法パートIIに基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

1. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2007年12月末日現在でファンド数は1,645、その純資産総額は7,487億ユーロ（92兆2,548億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2007年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,223、その純資産総額は13,107億ユーロ（161兆5,045億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億ルク センブルグ・フラン で2001年以降は億 ユーロ	億円
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	594,044	4,463	549,931	9,284	1,143,974
2002	4,358	536,993	4,087	503,600	8,445	1,040,593
2003	4,662	574,452	4,871	600,205	9,533	1,174,656
2004	5,040	621,029	6,023	742,154	11,062	1,363,060
2005	6,243	769,262	9,009	1,110,089	15,252	1,879,351
2006	6,813	839,498	11,635	1,433,665	18,449	2,273,286
2007	7,487	922,548	13,107	1,615,045	20,594	2,537,593

（注）2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成20年11月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（IML）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（“CSSF”）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

II.ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611 EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（「SIF法」）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。SIFは、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってUCISに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2002年12月20日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS

パートII その他の投資信託

パートIII 外国の投資信託

パートIV 管理会社の認可

パートV UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（UCIS）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パートIファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパートI UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。

- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託(「レバレッジ・ファンド」)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート I の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート I ファンドおよびパート II ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託(investment companies)
 - － 変動資本を有する会社型投資信託(「SICAV」)
 - － 固定資本を有する会社型投資信託(「SICAF」)

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2002年法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下参照)に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主要要件は以下のとおりである。

- － FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- － 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のFCPの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- － 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) FCPの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由。

- (h) 約款変更手続。
- (i) 受益証券発行手続。
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

（注）緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C P に適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他の U C I S に適用される制限とを明確に区別している。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

(1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場が E U 加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかる U C I T S の設立文書に規定されていなければならない。

(2) U C I T S は、通達85/611/ E E C に従い認可された U C I T S または同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国が E U 加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － かかる投資信託は、金融監督委員会が E U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- － かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/ E E C の要件と同等であること。
- － かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
- － 取得が予定されている U C I T S またはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他の U C I T S または投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。

(3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が E U 加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) U C I T S は、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（「O T C デリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- － O T C デリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- － O T C デリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用する U C I T S に適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練された U C I T S と洗練されていない U C I T S を区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) U C I T S は、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方政府、E U 加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、E U 非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または E U 加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) E C 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくとも E C 法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証され

る短期金融商品

- 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのOTCデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。
- UCITSがその資産の5%を超えて第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデ

デリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- － 指数の構成が十分多様化していること
- － 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- － 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

- (c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択さ

れた方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パート I に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限り、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則（「1996年12月24日付大公規則」）（「大公規則」）は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE（「2007/16通達」）をルクセンブルグにおいて実施した。
- CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339（「通達」）を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

(注) かかる大公規則は未だ出されていない。金融監督委員会は、上記2.2.1.1.2.に記載されるガイドラインと類似するものを定めた通達を出す予定である。

2.2.1.2. 管理会社

パートIIファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パートIファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下参照）。

2.2.1.2.1 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店（中央管理機構）および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる（現在はかかる規則は存在しない）。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただ

し、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下で他のEC加盟国に販売できない。

F C Pおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

(4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。

(5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用機能を委託したF C Pのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信

(iii) その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。

— これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別添IVに規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

(d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行することが困難な場合は、認可を付与しない。

金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するのに必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。

(e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接・間接、自然人・法人を問わず)の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の

関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。

金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパートIファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- (i) 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
- b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げるものではないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
- b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
- c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
- d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進し

なければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

(17) 通達85/611/EECに従い、EU加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。

(18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、他のEU加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるため充足するべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合のみ、投資運用機能をかかる企業に委託することができる」と重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出するべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート I ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他の EU 加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2の(15)に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当たり純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない（下記参照）。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable - SICAV）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法（改正済み）の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令に

より決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。）。

- － 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- － 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- － 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- － 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パートIIファンドについては最低一か月に1回とする。）。
- － 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- － ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- － ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

- (1) S I C A Vが、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しない場合
 - － 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
 - － S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
 - － 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、か

かる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使用することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。
- S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C Pの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると公開有限責任会社であることを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 発起人の氏名
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 払込資本および授權資本の額

- (vi) 募集に際し払い込まれた額
- (vii) 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もし存在すれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名
 - （注）1915年8月10日法（改正済み）に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載
- (xii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際した設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- (i) 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。
 - (b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行

に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート I ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- － ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- － 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- － 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- － 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- － 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 外国で使用する目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCI sは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCI sに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

(v) 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行に知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各UCI について毎年、前会計年度中のUCI の業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCI の運用（その中央管理事務および保管会社を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について）適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCI sの受益証券がインターネッ

トにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的に検討することであると述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融監督委員会は、間もなく、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない旨の通達を出す予定である。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合。

c. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則に従い、当該法に準拠する投資信託の設立に際しては、総額1,250ユーロが課税される。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- － 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- － 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- － 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- － 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- － その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- － その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- － その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- － 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、(i)その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび(ii)従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCI Sである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

（注）二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を承認した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するUCI Sを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークル

を「専門投資信託」（以下「SIFs」という。）と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が実行した査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追及するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（「FCP」）および変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2002年法に準拠するSICAVsの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFsについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内に、異なるクラス

の証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F sは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実を照らし、S I F sは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するU C I sの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するU C I sについて、金融監督委員会は、設立文書、S I F sの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供業者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、S I F法の規定により、S I F sは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、S I F sを設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

3.4.2. 保管受託銀行

U C I sと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 監査人

S I Fの財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F sは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F sは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. S I Fの税制の特徴

S I F sは、0.01%の年次税（2002年法に基づき存続する大部分のU C I sについて、0.05%）を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、S I F法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグU C I sに投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、S I F法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを（2002年法とは異なり）要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

S I F sが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

会社型S I F sは、設立時に1,250ユーロの発行税を支払われなければならない。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2008年1月28日 有価証券届出書

有価証券報告書（第9期）

2008年4月30日 半期報告書（第10期中）

有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストのサブ・ファンドである

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンド

の受益者各位

ルクセンブルグ

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各サブ・ファンド（「トラスト」）の2007年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、2007年7月31日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各サブ・ファンドの2007年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング S. A.

監査法人

B. レースト

2007年11月9日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of

U.S. Dollar Money Market Fund and Euro Money Market Fund, sub-funds of

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Select Trust and each of its sub-funds (the “Trust”), which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at July 31, 2007, and the statement of operations and changes in net assets for the year ended July 31, 2007, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Select Trust and each of its sub-funds as at July 31, 2007 and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young S.A.
Réviseur d'entreprises

B. Lhoest

November 9, 2007

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

ルクセンブルグにて

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2007年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査法人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2007年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2007年5月3日

[次へ](#)

Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2007 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2007, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

May 3, 2007

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストのサブ・ファンドである

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンド

の受益者各位

ルクセンブルグ

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各サブ・ファンド（「トラスト」）の2008年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠して、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各サブ・ファンドの2008年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2008年11月17日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of

U.S. Dollar Money Market Fund and Euro Money Market Fund, sub-funds of

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Select Trust and of each of its sub-funds (the “Trust”), which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at July 31, 2008, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Select Trust and of each of its sub-funds as at July 31, 2008 and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur
d'Entreprises

Bernard LHOEST

November 17, 2008

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

ルクセンブルグにて

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

2007年5月8日付の株主総会による任命を受けて、我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査法人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2008年5月13日

[次へ](#)

Luxembourg

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'Entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'Entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'Entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur
d'Entreprises
Bernard LHOEST

May 13, 2008

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。